

第 部 基礎理論編

1 通級による指導とは



(1) 通級による指導の趣旨

障害のある児童生徒については、障害の状態や発達の段階、特性等に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、「自立し社会参加するために必要な力」を培うことが重要です。

「通級による指導」は、障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細やかに、かつ弾力的に提供する特別支援教育の一つの指導形態です。

指導を行う時間は、週に数単位時間程度であり、大部分の授業は、在籍する通常の学級で授業を受けています。

平成5年に「通級による指導」が制度化される以前は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒は、通常の学級で留意して指導するものとされてきました。

制度化によって、通常の学級で行われていた指導を、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、さらに障害の状態に応じて児童生徒のニーズに応じてきめの細かい指導が行われてきました。

これまで、「通級による指導」を受けている児童生徒が、人間関係づくりについて学び、通常の学級における集団での学習に積極的に参加できるようになったり、自分なりの学び方を身に付けて自信をもって学習に取り組めるようになったりするなどの効果がみられることから、今後のインクルーシブ教育システムの構築・推進における「通級による指導」の果たす役割が、期待されています。

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度より、高等学校においても特別の教育課程の編成が可能となり、制度上、通級による指導ができるようになりました。これを受けて、県では高校通級の導入に向けた研究を平成29年度より県内の県立高校3校（及び協力校1校）で進めています。



(2) 通級による指導の制度的位置づけ

教育課程上の取扱いについて

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍しながら、通常の学級における教育課程の一部を替えて、又は加えて、行われる、障害に応じた「特別な指導」です。制度的には、学校教育法第 140 条及び第 141 条に基づき行われています。

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 140 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定（ 1 ）にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第 141 条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

1 第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定

- ・ 小・中学校の教育課程が、国語や算数（数学）などの各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成されていること。
- ・ 授業時数、教育課程の基準が小・中学校の各学習指導要領に基づくこと。

対象となる児童生徒について

対象となる児童生徒の障害種は、に示した学校教育法施行規則第140条と、「障害のある児童生徒の就学について」(H14.5.7文科省通知)に示されています。

学校教育法施行規則第140条

- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者
医療機関の診断等において、LDと示されている場合もあります。
- 7 注意欠陥多動性障害者
医療機関の診断等においてADHD等で示されている場合もあります。
- 8 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

平成18年4月より、従前の情緒障害者の分類が整理され、自閉症者が独立の号として規定されました。

併せて、新たに通級による指導の対象として、加えられました。

障害のある児童生徒の就学について(通知)

- ア 言語障害者
- イ 情緒障害者
- ウ 弱視者
- エ 難聴者
- オ 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
肢体不自由、病弱又は身体所弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

留意点

知的障害者は、通級による指導の対象となっておりません。

* 知的障害のある児童生徒の教育は、知的発達の遅れなどを考慮して、日々の生活に結び付いた指導を行うことが適当であるためです。
設置されている通級指導教室は、全ての障害種を対象としていない場合があります。

* 「通級による指導」の教室がどの障害種を対象としているかは、各市町教育委員会に確認してください。



指導内容・指導時間について

に示した学校教育法施行規則第140条の規定により、小・中学校において通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができるとされています。この規定にある、特別の教育課程について、通級による指導の具体的内容及び授業時数が平成5年の文部省告示第7号に示されています。

平成5年文部省告示第7号

(巻末「資料編」P132 参照)

学校教育法施行規則第百四十条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第140条各号の1に該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。)に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導(以下「障害に応じた特別の指導」という。)を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。 (下記参照)

2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第1号から第5号まで及び第8号に該当する児童又は生徒については年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第6号及び第7号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

本告示の1に「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」とありますが、平成29年3月に公示された「小・中学校学習指導要領解説 総則編」では、「教科の補充指導」という文言は削除され、通級による指導は、自立活動の指導の場であることが明確に示されました。

詳しくは「Q5(P14)」を参照してください。



(3) 通級による指導を実施するに当たっての基礎的事項

Q 1 通級による指導における「特別の教育課程」の具体的な内容は、どのようなものですか？

A 1 通級による指導では、自立活動の指導を行います。

指導内容について、文科省の通知では、「(2) 通級による指導の制度的位置づけ」(P 3)で触れたとおり、以下の2つが示されています。

- (ア) 障害の状態に応じ、障害の状態の改善・克服を目的とする指導(自立活動)
- (イ) 特に必要がある場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導

留意点

次期学習指導要領では、「教科の補充」の表現がなくなっています。(Q 5 参照)

Q 2 「自立活動の指導」とは、どのようなものですか？

A 2 そんな領域、あったかな？ そう思われるかもしれません。

「自立活動」とは、特別支援学校学習指導要領に示されている、障害のある児童生徒の指導において、生きる力を育む全ての学びのベースとなる重要な領域です。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

指導内容は、2つの要素を含んでいます。

- ・人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素
- ・障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素

分類・整理

6 区 分

- ・健康の保持
- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・環境の把握
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション

区分ごとに、3～5の指導内容項目が示されています。

各項目の詳細は、資料編「自立活動における区分及び内容の概要」(P 108)を参照してください。

Q 3 「自立活動の指導」の指導内容を検討する際に、留意する点は何ですか？

A 3 次期幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領解説では、自立活動の指導内容を設定する際には、以下の6点（幼稚部は3点）を取り上げることが大切であると示しています。

個別の指導計画の作成と内容の取扱い

ア 主体的に取り組む指導内容

・解決可能で取り組みやすい、興味・関心をもって取り組める、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できるといった指導内容にしていくことが大切です。

イ（小・中）改善・克服の意欲を喚起する指導内容

・単なる座学や抽象的な知識・理解によって育てるだけでなく、実際の経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。

ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容

・できないことのみにとらわれず、児童等が自信をもって意欲的に取り組むことができるように得意な面を伸ばす視点が大切です。

エ（幼） 自ら環境と関わり合う指導内容

・幼児が繰り返し見たり、聞いたり、触れたりするなどができる内容の設定が大切です。

オ（小・中） 自ら環境を整える指導内容

・児童生徒自身が行う場合と、周囲の人に依頼してやってもらう場合があります。依頼する場合は、求める環境を自分自身が判断する必要があるため、再依頼しなければならないこともあることなどを、体験的に学習できるようにしていく必要があります。

カ（小・中）自己選択・自己決定を促す指導内容

・児童等が指導目標を自覚し、改善・克服するための方法等について、自ら選んだり、ものごとを決定して実行したりすることは、学びを深め、確実な習得を図ることにつながります。

キ（小・中）自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

・児童等が自立活動の学習の意味を将来の自立や社会参加につながる力の育成として理解し、主体的に取り組もうとする意欲や態度等を養うことが大切です。





Q 4 各障害種にみる指導目標・指導内容にはどのようなものがありますか？


A 4 以下に、(2) で触れた、通級の対象となる児童生徒について、各障害種に応じた指導目標や指導内容の例をお示ししています。個別の指導計画を作成する際に参考にしてください。


言語障害		
状態像	器質的及び機能的な構音障害	口蓋裂、構音器官のまひ等
	話し言葉におけるリズムの障害	吃音等
	言語機能の基礎的事項に発達の遅れ	話す、聞く等の言語機能
指導目標	言語機能の障害の状態の改善を図る	
指導内容	構音の改善にかかわる指導	・正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音、発語の指導など
	話し言葉の流暢性を改善する指導	・遊びの指導、劇指導、斉読法など
	言語機能の基礎的事項に関する指導	・遊びや日常生活と体験を結びつけた指導
	話すことの意欲を高める指導	
	カウンセリング	
指導形態	個別指導を中心に行う。	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の言語及びコミュニケーション能力等についての実態を十分把握した上で指導の方針を決めることが必要 ・コンピューターや視聴覚機器等の教材・教具の有効活用 ・学級担任及び家庭との連携が必要（生活場面で継続的に発音・発語の練習を行うなど） ・器質的な障害のある児童生徒については、必要に応じて医療機関等との連携 	



自 閉 症		
状態像	他者と社会的な関係を形成することに困難を伴い、それに、しばしばコミュニケーションの問題や行動上の問題、学習能力のアンバランスを併せ有する	
指導目標	社会的適応性の向上を図る。	
指導内容	基本的な生活習慣の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・特定のものや行動に対する強いこだわり ・遊び、対人関係、コミュニケーション等の改善に関する内容 ・他者とのかかわりの基礎等 ・色、形の弁別、多少、大小の比較、空間関係等 ・手指の巧緻性、協応動作
	情緒の安定、社会適応力の指導	
	人間関係の形成	
	認知能力の育成	
	感覚機能、運動機能の育成	
指導形態	個別指導や小集団指導を適切に組み合わせて行う	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒の障害の状態に即した特別の指導が必要 ・個別指導で円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付け、個別指導で学んだ知識・技能を一般化する場面としてグループ指導を行うことが効果的 ・児童生徒の言語及びコミュニケーション能力等についての実態を十分把握した上で指導の方針を決めることが必要 ・コンピューターや視聴覚機器等の教材・教具の有効活用 ・学級担任及び家庭との連携が必要 	

情 緒 障 害		
状態像	心理的な要因による選択性かん黙 不登校、多動、常同行動、チック	
指導目標	社会適応性の向上を図る	
指導内容	基本的な生活習慣の指導	遊び、対人関係、コミュニケーション等の改善に関する内容 他者とのかかわりの基礎等
	情緒の安定、社会適応力の指導	
	人間関係の形成	
	カウンセリング、心理療法等による指導	
指導形態	個別指導や小集団指導を適切に組み合わせて行う。	
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・選択性かん黙や不登校などの状態等の的確な把握や原因の究明は困難な場合があるため、教育内容や指導方法を決定する際は慎重に進める必要 ・学級担任及び家庭との連携が必要 ・医療機関等との連携が必要 	

弱 視			
状態像	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な状態の者		
指導目標	見え方の特性に応じた学び方や補助具の活用方法を身につける		
指導内容	<table border="1"> <tr> <td>視覚認知、 目と手の協応、 視覚補助具の活用</td> <td>新出漢字や文章の読み書き指導 算数・数学の図形に関する指導 社会科の地図指導</td> </tr> </table>	視覚認知、 目と手の協応、 視覚補助具の活用	新出漢字や文章の読み書き指導 算数・数学の図形に関する指導 社会科の地図指導
視覚認知、 目と手の協応、 視覚補助具の活用	新出漢字や文章の読み書き指導 算数・数学の図形に関する指導 社会科の地図指導		
指導形態	原則、個別指導。		
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的な情報収集や処理の方法を指導しなければ効果的に学習活動を行うことができない教科内容、理科や家庭科の実験・観察や実習など個別に配慮が必要な教科内容などは補充的な指導を行うことも必要 ・適切な明るさ等自ら環境を整えることができるようにすることも大切 ・資格補助具や視聴覚機器等の教材・教具の有効活用 ・医療機関等との連携（器質的な障害のある児童生徒） 		

難 聴					
状態像	補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態				
指導目標	聞こえ方の特性に応じた学び方や補助具の活用方法を身につける				
指導内容	<table border="1"> <tr> <td>保有する聴力の活用を優先した指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を適切に装用する指導 ・聴く態度の育成、聞き取りの練習 ・音声の聴取及び弁別の指導 </td> </tr> <tr> <td>言語指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の話し言葉の指導 ・語いの拡充のための指導 ・言語概念の形成を図る指導 ・日記等の書き言葉の指導 </td> </tr> </table>	保有する聴力の活用を優先した指導	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を適切に装用する指導 ・聴く態度の育成、聞き取りの練習 ・音声の聴取及び弁別の指導 	言語指導	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の話し言葉の指導 ・語いの拡充のための指導 ・言語概念の形成を図る指導 ・日記等の書き言葉の指導
保有する聴力の活用を優先した指導	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を適切に装用する指導 ・聴く態度の育成、聞き取りの練習 ・音声の聴取及び弁別の指導 				
言語指導	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の話し言葉の指導 ・語いの拡充のための指導 ・言語概念の形成を図る指導 ・日記等の書き言葉の指導 				
指導形態	原則、個別指導で行い、必要に応じてグループ指導を組み合わせる。				
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度の判断に当たっては、専門医による診断に基づき生育歴や言語発達の状況等を考慮して総合的に行う ・保有する聴力の活用を優先し、難聴に対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いなどについて理解を深めることにより、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようになるための援助や助言も必要 ・コンピュータや視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導効果を高める必要 				

L D															
状態像	<p>聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力など、特定のものの習得と活用に著しい困難を示す</p> <p>全般的な知的発達に遅れはない</p>														
指導目標	個々の認知の特性に応じて、得意な面を生かした学び方を身につける														
指導内容	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>聞くことの指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導など </td> </tr> <tr> <td>話すことの指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 書かれたものを見ながら自信をもって話をさせる指導など </td> </tr> <tr> <td>読むことの指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導 細かな形の違いを見極めながら読む指導 指示語の理解を図る指導 書かれた事実を正確にとらえさせる指導 図解して主題や要点をとらえさせる指導等 </td> </tr> <tr> <td>書くことの指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本人に意識させながら正確に書く指導 経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導 読み手や目的を明確にして書く指導 等 </td> </tr> <tr> <td>計算することの指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 身近な事象をもとに数概念を形成する指導 数概念を確認しながら計算力を高める指導 文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解く指導 等 </td> </tr> <tr> <td>推論することの指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 図形を弁別する指導 空間操作能力を育てる指導 算数や数学で使われる用語を理解させる指導 位置関係を理解させる指導 等 </td> </tr> <tr> <td>社会的技能や対人関係にかかわる指導</td> <td>ソーシャルスキルトレーニング 等</td> </tr> </tbody> </table>	聞くことの指導	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導など 	話すことの指導	<ul style="list-style-type: none"> 書かれたものを見ながら自信をもって話をさせる指導など 	読むことの指導	<ul style="list-style-type: none"> 書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導 細かな形の違いを見極めながら読む指導 指示語の理解を図る指導 書かれた事実を正確にとらえさせる指導 図解して主題や要点をとらえさせる指導等 	書くことの指導	<ul style="list-style-type: none"> 本人に意識させながら正確に書く指導 経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導 読み手や目的を明確にして書く指導 等 	計算することの指導	<ul style="list-style-type: none"> 身近な事象をもとに数概念を形成する指導 数概念を確認しながら計算力を高める指導 文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解く指導 等 	推論することの指導	<ul style="list-style-type: none"> 図形を弁別する指導 空間操作能力を育てる指導 算数や数学で使われる用語を理解させる指導 位置関係を理解させる指導 等 	社会的技能や対人関係にかかわる指導	ソーシャルスキルトレーニング 等
聞くことの指導	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導など 														
話すことの指導	<ul style="list-style-type: none"> 書かれたものを見ながら自信をもって話をさせる指導など 														
読むことの指導	<ul style="list-style-type: none"> 書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導 細かな形の違いを見極めながら読む指導 指示語の理解を図る指導 書かれた事実を正確にとらえさせる指導 図解して主題や要点をとらえさせる指導等 														
書くことの指導	<ul style="list-style-type: none"> 本人に意識させながら正確に書く指導 経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導 読み手や目的を明確にして書く指導 等 														
計算することの指導	<ul style="list-style-type: none"> 身近な事象をもとに数概念を形成する指導 数概念を確認しながら計算力を高める指導 文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解く指導 等 														
推論することの指導	<ul style="list-style-type: none"> 図形を弁別する指導 空間操作能力を育てる指導 算数や数学で使われる用語を理解させる指導 位置関係を理解させる指導 等 														
社会的技能や対人関係にかかわる指導	ソーシャルスキルトレーニング 等														
指導形態	個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行う														
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動を参考にした指導を中心に、特性や、個別の教育的ニーズに十分配慮することが必要 障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の補充指導について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切 下線部Q 5 (P14)参照 月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人ひとりの状態に応じた適切な指導時間数の設定が重要 														

A D H D	
状態像	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性により、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす
指導目標	行動上等の特性との付き合い方を具体的に学ぶことで、学習上、生活上の困難さを軽減する
指導内容	不注意による間違いを少なくする指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刺激を調整し、注意力を高める指導 ・ 情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせる指導 等
	衝動性や多動性をコントロールする指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組みせるようにする指導 ・ 作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導 ・ 自己の感情や欲求をコントロールする指導等
	社会的技能や対人関係にかかわる指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルスキルトレーニング 等
指導形態	個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立活動を参考にした指導を中心に、障害の特性や、個別の教育的ニーズに十分配慮することが必要 ・ 障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の内容を参考にした指導について、それらを組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切 ・ 月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人ひとりの状態に応じた、適切な指導時間数の設定が重要



肢 体 不 自 由	
状態像	肢体不自由の状態が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする
指導目標	個々の身体の状態に応じた、学び方の工夫や補助具の活用等を身につけることで、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等の学習上、生活上の困難さを軽減する
指導内容	身体の動きの改善・向上を図るための指導
	視覚や聴覚の活用に関する指導
	支援機器等を学習や生活に活用できるようにする指導
指導形態	主として個別指導で行う
留意点	・専門的な指導が、日常生活の場で生かされるためには、子どもへの指導とともに保護者への支援、在籍学級の担任との連携が重要

病 弱 ・ 身 体 虚 弱	
状態像	病弱・身体虚弱の状態が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする
指導目標	病気の状態等に応じた学習上、生活上の困難さを改善する
指導内容	健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導
	心理的な課題への対応や学習空白への対応などの指導
指導形態	主として、個別指導で行う
留意点	・病弱児の生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに、心身の成長や発達に好ましい影響を与えることが大切



Q 5 通級による指導の中で、「教科の補充」を行うことができますか？

A 5 通級による指導の中で、単なる教科の補充を行うことはありません。

平成5年の文部省告示の第1項では、「特別の指導」の定義の中に、原則として自立活動に相当する指導を行うこととしつつも、障害の状態に応じた「各教科の内容を補充するための特別の指導」が示されていました。

このことにより、これまで通級による指導の中で、「自立活動の指導」とは別に、各教科の補充指導が行われてきました。

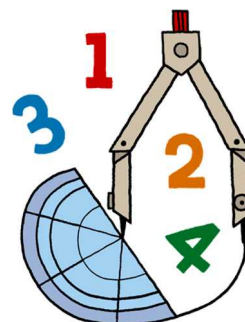
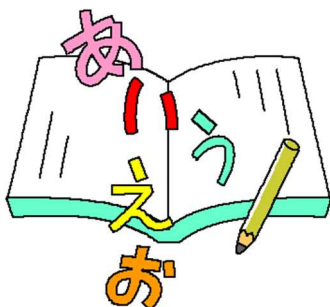
告示で示された当時から、通級で行う各教科の補充指導は、以下のように整理されていました。

	<u>障害の状態に応じた特別の補充指導</u> 例) 言語障害の場合 その障害があるため遅れをきたしている国語の指導を行う。
×	<u>単なる教科の遅れを補充するための指導</u> 例) 言語障害の場合 その障害による遅れとは直接関係のない算数の遅れの指導を行う。

しかしながら、通級で行う各教科の補充指導について、単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘があり、平成29年3月に公示された小・中学校学習指導要領の解説総則編では、「教科の補充指導」という文言は削除され、通級による指導は、自立活動の指導の場であることが明確に示されました。

新たに示された「特別の指導」
主な学習は自立活動
必要に応じて各教科の内容を補充

障害の状態に応じて、各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。



H20 公示 P37 現行小学校学習指導要領解説総則等編

ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。

H29 公示 P109 小学校学習指導要領解説総則編（P104 中学校の解説）

ウ 障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

《小学校学習指導要領解説総則編》

それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。

《中学校学習指導要領解説総則編》

障害による学習上又は生活上の困難の克服とは直接関係のない単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘がなされていたことから・・・

また、同学習指導要領には、通級による指導においては、「自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と示されています。

つまり、自立活動に示された6区分27項目の指導内容に照らして、児童生徒個々の具体的な指導目標や内容を明確にして、指導していくこととなります。

なお、「障害の状態に応じて、各教科の内容を取り入れながら、自立活動の指導を行うことができる」としています。その場合も、あくまで、自立活動の指導であることに、十分留意する必要があります。

通級による指導において、「自立活動の指導」の目標の設定の仕方、指導内容の策定の方法については、「3（2）実態把握の工夫と目標設定の在り方」（P36）や『第 部 実践事例編』の各実践事例、資料編1「自立活動における区分及び内容の概要」（P108）を御参照ください。

Q 6 障害の状態に応じて、各教科の内容を取り扱いながら行う「自立活動」とは、どのように進めるとよいのですか？

A 6 各教科の内容を通して、自立活動の目標を達成することをめざします。各教科の目標よりも、自立活動の指導目標の達成が優先されると言えます。
通級指導教室では、教科の内容を参考とした「自立活動」に取り組むことで、通常の学級の指導に生かせるように支援しています。

《F 小学校の取組》

先取り学習 「コンパスの使い方」

通常の学級の授業でみんなと一緒にコンパスを使う前に、時間をかけて必要な動作の習得を目指すための指導を行う。

みんなと同じ学習時間、同じペースでは習得が難しい。

手先が不器用ではさみの使い方もぎこちない。

通級の時間の初めに、毎回円を描く学習を取り入れる

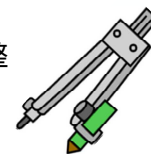
ア) 児童が自分なりに意識して工夫できることを話し合っ

て決める。
下敷きを外す、フェルトマットを敷いてみる、力加減、傾きの調整

イ) 使いやすいコンパスで練習する。

ウ) 半径を指定したり、描く位置を指定したりして条件を増やす

エ) 他の児童と同じコンパスを試す



- 1 ピンポイント学習 「音読」

通常の学級の授業で取り扱う題材を使って、自分に合った学習の仕方を身に着けるための指導を行う。

読み書きが苦手。単語をひとまとまりとして読めず、1文字ずつたどって読む。

担任と相談し、国語の時間、音読をする個所や量を決める

通級の時間に作戦会議、音読の練習

児童と、自分に合った方法を試すことを通して、

読みやすくなる工夫を身に着けていけるようにする。

・文節ごとにスラッシュ(/)を入れる等

家庭や通常の学級の中でも練習の仕方を共通理解して、進める。



- 2 ピンポイント学習 「円の面積」

通常の学級の授業で取り扱う図形の単元のうち、自分に合った公式の覚え方と覚えた公式の使い方を身に着けるための指導を行う。

記憶の保持が難しい。既習の公式などが、すぐ思い出せない。

通級の時間に、既習の面積の公式をリズムに合わせて唱える

身振り手振りを入れて覚えるようにする。

通常の学級の授業の最初にも取り入れて、みんなで公式を唱えながらウォーミングアップすることで全ての児童にとっても分かりやすい授業づくりにつなげる。

スパイラル学習 「時計」

時間をかけてスモールステップで苦手意識を軽減するための指導を行う。

時計に強い苦手意識をもっている。

習得の目標を学年終了時に設定し1年間で指導を行う計画を立てる。(担任には今できていることを知らせる。)

練習用時計を使って段階的に練習する。

ア) 時を読む時に、必要な情報のみ提示

イ) 分を読むときに必要な情報のみ提示

ウ) 練習用時計で読む練習

エ) 家庭用時計で読む練習

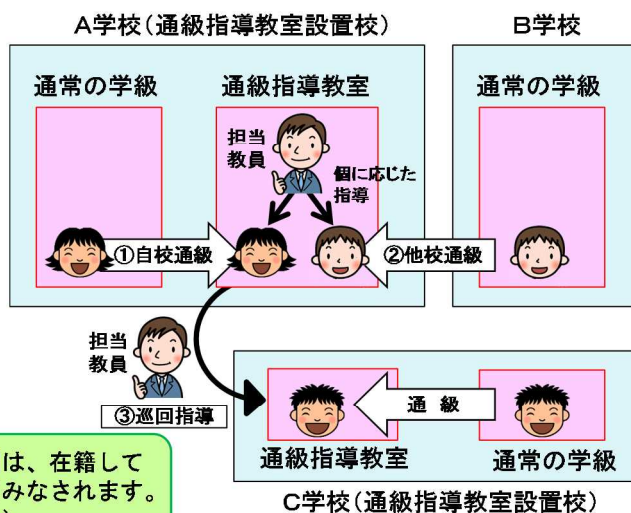
Q 7 通級による指導の形態は、どのようなものがありますか？

A 7 指導の形態としては、大きく3つあります。

「通級による指導」を受ける際の形態は

「通級による指導」の実施形態として、3つのパターンが考えられます。

- ①自校通級
児童生徒が在籍する学校において「通級による指導」を受ける。
- ②他校通級
児童生徒が在籍する学校から、「通級による指導」を実施している学校に通い、指導を受ける。
- ③巡回指導
「通級による指導」担当教員が、対象となる児童生徒が在籍する学校に向き、指導を行う。



「通級による指導」の時間は、在籍している学級での授業時間としてみなされます。(欠席扱いとはなりません。)

他校通級の場合、通級途中の事故防止のため、保護者の付き添いをお願いします(付き添いを原則としている通級指導教室もあります)。



それぞれの形態の良さが最大生かせるよう、各教室で、工夫を重ねながら運営をしています。

自校通級

良さ

- ・通級指導教室が同じ校内にあるため、1コマ(小学校45分、中学校50分)の時間毎に通級指導教室での指導時間に設定することができます。
- ・日頃から通級する児童生徒の学校生活の様子が観察できたり、学級担任と情報交換を行いやすかったりします。

配慮点

- ・小学校高学年以上になると、児童生徒の中には、教室とは別の場所で学習することに抵抗感を抱く場合があります。そうした気持ちを受け止めつつ、本人自身が通級で学ぶことの意味を理解し納得できるようにしていくことが大切です。また他の児童生徒に、通級指導教室の意義やそこで学ぶ児童生徒への心情の理解を図っていくことも大切です。
- ・複数の児童生徒で小集団指導を計画する際は、学級担任と指導時間の調整をしていく必要があり、日頃から、密に情報交換を行っておくことが、スムーズな連携につながります。

他校通級

良さ

- ・放課後に指導を受ける場合であれば、在籍する学級の授業の途中で出入りすることへの負担感は少なくなります。
- ・一度学校を離れることで、自校で起きたトラブルや不安定な気持ちを通級指導教室にそのまま引きずらず気持ちの切り替えができる場合もあります。
- ・自校で対人関係がうまくいかない場合も、通級で違う学校の児童生徒との交流が期待できます。

配慮点

- ・特定の曜日、時間の設定となることで、指導時間に柔軟性をもちにくく、在籍する学校の特定の授業にいつも参加できない状況となる場合があります。在籍する学級担任が学習内容のフォローするなどして、児童生徒が不安にならないよう配慮することが大切になります。
- ・日常的に児童生徒の様子を把握することが難しく、学級担任と情報交換するための話し合いの時間を計画的に調整する必要があります。多くの通級指導教室では、情報交換のために連絡ノート等を工夫して活用しています。

巡回指導

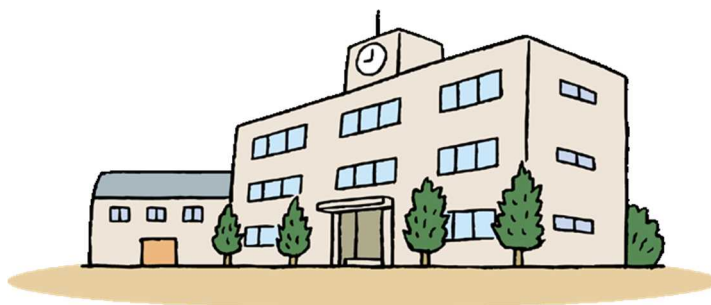
制度の概要

通級指導担当教員が本務となる学校以外の学校において通級による指導を行うことができます。

- ・各教育委員会において、当該教員について、複数校兼務の兼務発令を行ったり非常勤講師の任命を行ったりするなどして、指導を行う学校における身分取扱いを明確にする必要があります。

良さ

- ・通級担当が在籍学級に入り、学級担任と一緒に指導を行うことができ、授業場面で直接的な指導が行えたり、他の子どもの理解を促し関係づくりを行ったりすることが可能になります。
- ・通級の対象となる子供が在籍する学校の教職員に対して、教育相談を受けたり、直接的な助言をしたりすることができます。



Q 8 学習の形態には、どのようなものがありますか？

A 8 個別指導と小集団指導があります。

通級による指導は（特に言語障害のある児童生徒に対しては）、個別指導が中心となります。一人ひとりの実態が違い、指導内容や方法も異なるからです。

しかし、LDやADHD、自閉症等の児童生徒の指導においては、自立活動の内容のうち人間関係の形成やコミュニケーションに関する指導内容を設定し、少人数指導を行うことが効果的な場合もあります。

大切なのは、どちらか一方の形態に固執せず、児童生徒一人ひとりの目標達成のために、適切な形態を選択したり、工夫したりすることです。

Q 9 小集団指導は、どういうときに設定を検討しますか？

A 9 以下のような時に設定を検討します。

- ・障害の状態や困難さの状況、個別の指導目標等が似ている時
- ・コミュニケーションに課題のある児童生徒で、小集団の方がより効果があると判断される時

Q 10 小集団指導では、どんな効果が期待されますか？

A 10 個別指導で学んだスキルを小集団の中で実践的に行い、その結果を適時適切にフィードバックすることで定着を図ることができます。

また、個別指導では気づきにくい課題でも集団指導の中で、課題が明確になる場合もあります。

Q 11 個別指導と小集団指導をどのように関連付けて進めると良いですか？

A 11 個別指導で各自の課題解決のための指導を行い、小集団活動において定着度の確認とともに、次の課題への気づきを促し、その後、再び個別指導でフォローアップを行います。

このPDCAサイクルにより、在籍する学級集団での適応を図っていきます。通級指導終了の見通しが立てば、小集団指導のみに移行していくことも考えられます。

	個別指導	小集団指導
良 い 点	<ul style="list-style-type: none">・個人の特性に応じた課題設定や教材の準備が可能であり、系統性をもった指導が可能である。・本人のペースに合わせて学習することができるため、知識や技能の習得にじっくり取り組める。・子どもの状態に合わせて臨機応変に対応できる。・話をじっくり聞くことができるため、心理的な安定を図りやすい。・子どもとの関係性を築きやすい。	<ul style="list-style-type: none">・対人関係や集団参加を意識した指導ができる。・子ども同士のかかわりから人間関係を学ぶことができる。・集団のルールや決まりなどを設定しやすい。・子ども同士が刺激し合える、また、モデルとなることができる。・異年齢で小集団を組むことで、リーダーシップや責任感を、育てることができる。

H24.3.研究成果報告書「発達障害を対象とする通級指導教室における支援の充実に向けた実践的研究」国立特別支援教育総合研究所より

Q12 通級による指導は、指導時間の目安があるのですか？

A12 指導時間は、(2)で触れたとおり、平成18年3月文部科学省告示第54号、一部改正(平成5年1月28日文部省告示第7号がベース)に規定されています。(巻末の「資料編」参照)

年間35単位時間からおおむね年間280単位時間以内(週あたり1時間から8時間以内)の範囲で行うことを標準としています。

学習障害(LD)及び、注意欠陥多動性障害(ADHD)のある児童生徒については、年間10単位時間(月1単位時間程度)を下限としています。指導上の効果が期待できる場合があるため。

Q13 通級による指導を行う児童生徒の週当たりの授業時数は、どうやって決めるのですか？

A13 当該児童生徒の障害の状態を十分考慮して、負担過重とならないように配慮することが大切です。

Q14 他校の通級指導教室で受けた指導も、在籍する学校の教育課程に位置づけることができるのですか？

A14 児童生徒が、その在籍する学校以外の学校において通級による指導を受ける場合(いわゆる他校通級の場合)、この児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を当該学籍小・中学校の特別の教育課程による授業とみなすことができます。

他の学校で受けた授業も在籍学校の授業の一部にカウントすることができるので、児童生徒が在籍する学校の校長は、その小・中学校の卒業や学年の課程の修了の認定に、他の学校での授業や学習を認めることができます。

(巻末「資料編」P128参照)

Q15 指導要録には、どのように記載するのですか？

A15 「指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間、指導内容や結果等を記載する必要があります。
(巻末「資料編」P132参照)

Q16 担当教員は、全ての障害種の児童生徒の指導を行えるのですか？

A16 当該教員が有する専門性や指導方法の類似性に応じて、異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができます。

Q17 授業のある時間帯に通級による指導を受ける場合、その授業を行わないことに対して、不安があるのですが・・・

A17 通常の学級の授業の一部を抜けて通級による指導を行う場合、その教科の学習が遅れないようにするための工夫が必要です。例えば、その部分の学習を家庭で行うことができるよう宿題や課題を出したり、放課後などに補充的な指導を行ったりすることが考えられます。

通常の学級の授業の一部を抜ける場合には、算数(数学)や英語などの積み上げが必要な教科を避けるなど、それぞれの学校や学級での工夫が必要となります。



2 開始と終了の手続き

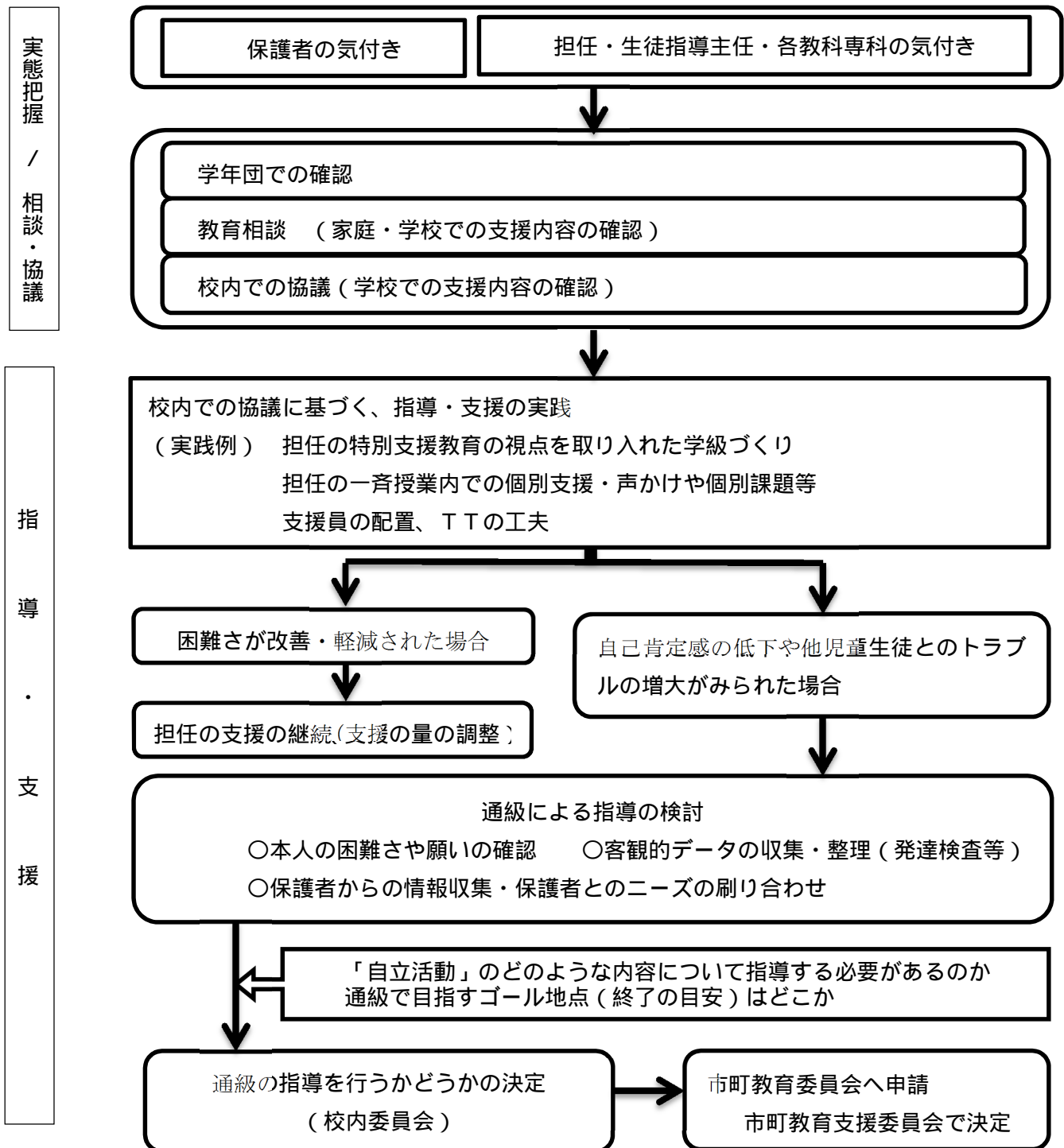


(1) 開始の判断

- 通級開始の判断のポイントは、児童生徒のきめ細かな実態把握です。
児童生徒の障害の状態等から、通級が必要であるかどうかの判断を、複数の教職員で行います。(下図参照)

校内コーディネーターが調整役になります。実際は、校内での話し合い、確認や相談を重ねながら慎重に進めていくことになります。校内に既にある資源(スタッフや会議等)を活用して、各校に合ったシステムを構築していくことが大切です。

《開始の判断までの例》



実態把握 / 相談・協議

複数の教員による観察により、いつ、どこで、どのような困難さがみられるのかを把握します。

学校と家庭の両方で確認することも大切です。

保護者と担任との話し合いには、校内コーディネーターや通級担当者が加わる場合もあります。

校内での協議は、校内委員会や児童生徒理解、生徒指導部会等を利用して行います。

校内での協議に基づく、指導・支援の実践

これまで取り組んできた学級全体における配慮、個別の指導・支援の状況を改めて点検します。児童生徒の困難さの原因について仮説を立てて実践します。

改善が見られたならば、引き続き、通常の学級での指導・支援を継続します。

自己肯定感の低下や対人トラブルなど、困難さがより顕著になってきた場合には、指導・支援の方法の再検討を行うとともに、通級による指導の検討を行います。

通級による指導の検討

校内コーディネーターが各方面から情報を収集して客観的なデータとして整理します。

客観的なデータ例	・発達検査の結果	・チェックリストによる確認
	・自立活動の区分の観点からみた児童生徒の様子の確認	

その際、学校が、総合的な見地から通級による指導の必要性について判断します。関係機関との連携により、医学、福祉の専門家からの情報収集を進めるとともに、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないように留意し、検討することが大切です。

LD(学習障害)又はADHD(注意欠陥多動性障害)の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチング(以下T・T)の活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である児童生徒が多くみられることにも十分留意します。

通級の指導を行うかどうかの決定

校内委員会等により、通常の学級での指導・支援だけでは、困難さの改善・克服につながりにくく、教室とは別の場所で特別の教育課程で指導することにより成果が期待されると判断した場合に決定します。

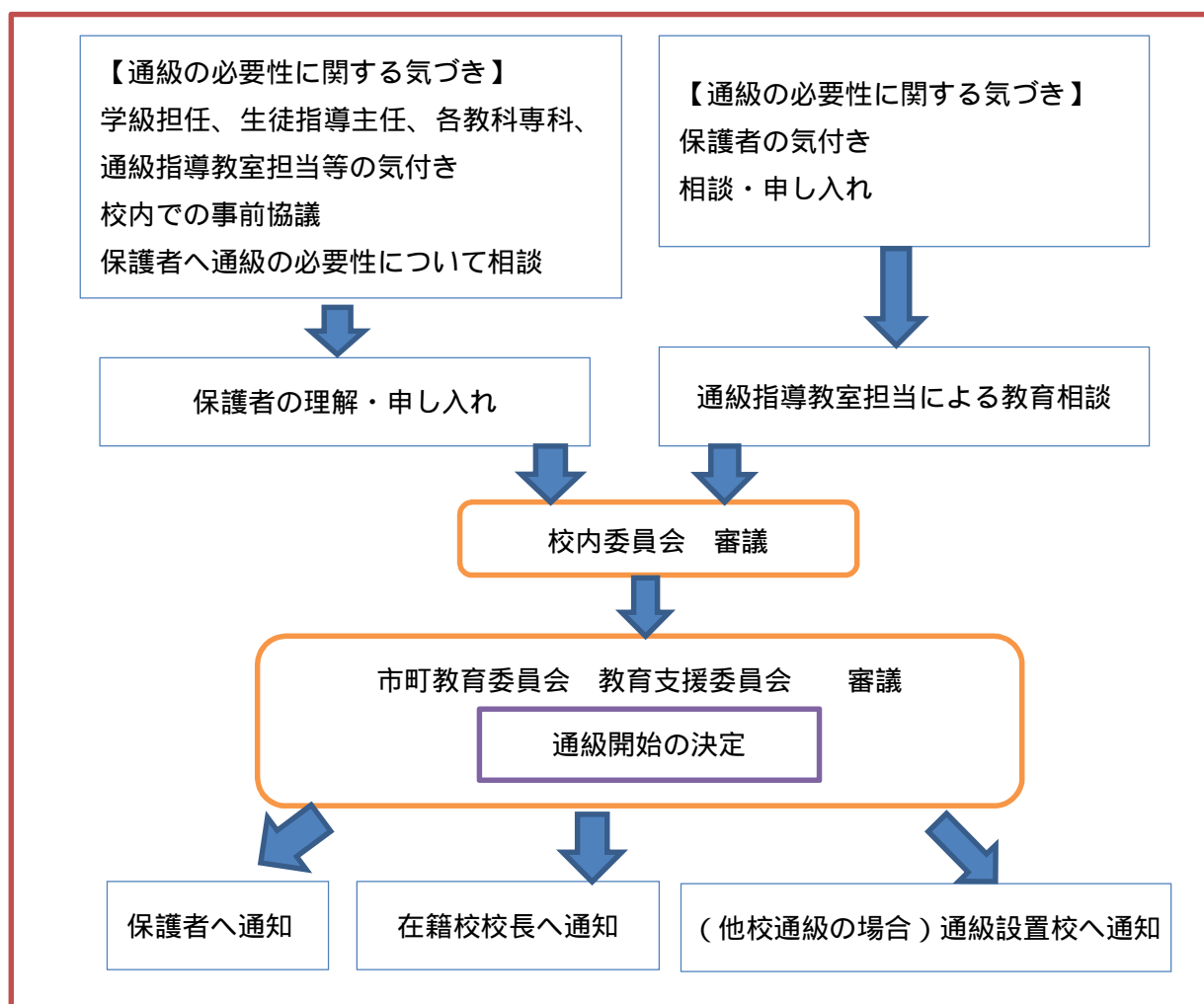
判断にあたっては、設置者である市町教育委員会と十分に連携を図ることが重要です。特に、他校通級の場合は、どの学校で通級による指導を実施するか、通学に要する時間はどの程度かも検討します。

(2) 開始手続きの流れ

< 通級の指導を開始するにあたっての手続き >

- 通級指導教室を設置している市町教育委員会において、通級の指導に係る具体的な手続きの流れや提出書類の様式等が示されています。
- 手続きの流れは、教育相談等を通して保護者や学級担任等に周知する必要があります。
- 保護者にとって、不安を抱えながら手続きを進める場合もありますので、少しでも安心できるよう、相談窓口や手続等について十分に説明することが大切となります。

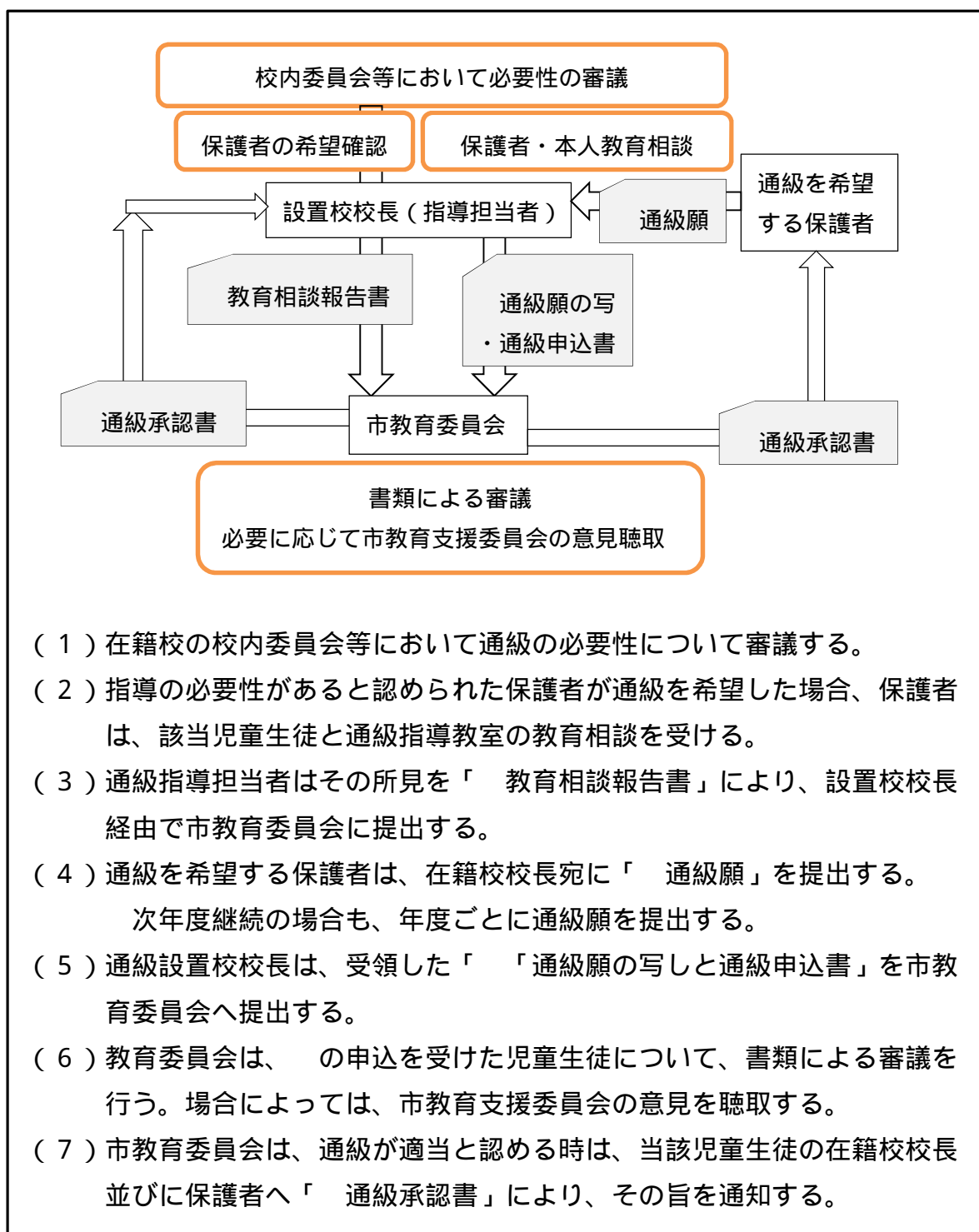
< 通級開始の手続きの例 >



留意点

各市町で定めているシステムや様式を確認してください。
様式を電子データで整えておくとスムーズに手続きが行えます。

【参 考】研究拠点校の例 《B市》



この例のように、通級の必要性を主体的に判断するのは、該当する児童生徒が在籍する学校ですが、通級の指導の決定をするのは市教育委員会となっているケースが多くみられます。

他校通級の場合、保護者や本人が不安にならないよう、該当児童生徒在籍校と通級設置校の十分な連携が欠かせません。

(3) 終了の判断

通級による指導の目的は、当該児童生徒の「障害による学習上又は生活上の困難の状態の改善・克服と、環境への適応を図ること」です。

特別の場である通級指導教室で学んだことを、通常の学級や学校、家庭といった日常生活の場で生かしていくようにします。

その結果、指導開始時にみられた学習上又は生活上の困難さが改善され、通常の学級担任等の支援や配慮により、そうした困難さを乗り越えていけるであろうと判断された場合が、終了の目安となります。

終了の検討も開始の判断と同様に、校内委員会等で協議して決めます。

終了の目安の例

《学習障害（LD）のある子どもの場合》

一人ひとりの認知特性等を踏まえ、その子なりの「学び方」を本人及び教員が理解し、通常の学級における適切な配慮の工夫により、苦手なことに対しては、自ら工夫したり周りの人の助けを求めたりして、乗り越えていこうとする方法を知り、学習への意欲をもつことができるようになった。

《注意欠陥多動性障害（ADHD）のある子どもの場合》

・自分の特性を受け止めることにより自己肯定感をもち、自ら「友達とけんかをしない」で在籍学級で頑張っていきたい。」という思いを表出するようになり、実際の生活場面でも、行動をコントロールしている姿がみられるようになった。

《自閉症のある子どもの場合》

・その特性を踏まえ、行動面、社会性の面について適切なスキルを獲得することで、通常の学級での学習場面や集団活動場面で問題となる行動が軽減し、学習や活動への参加が円滑になってきた。

終了を判断する方法（例）

《例1》 子どもの状態の変容に関する指導記録やチェックリスト等を活用

（指導開始時と比較した達成状況の確認）

（「いつ」、「どこで」、「誰と」、「どんな場面で」）

《例2》 指導の年限を区切り、（例えば2年間で達成すべき指導目標を設定し）目標が達成できていれば通級を終了する。

《例3》 時数を減らして、通常の学級での様子の変容を確認してみる。

留意点

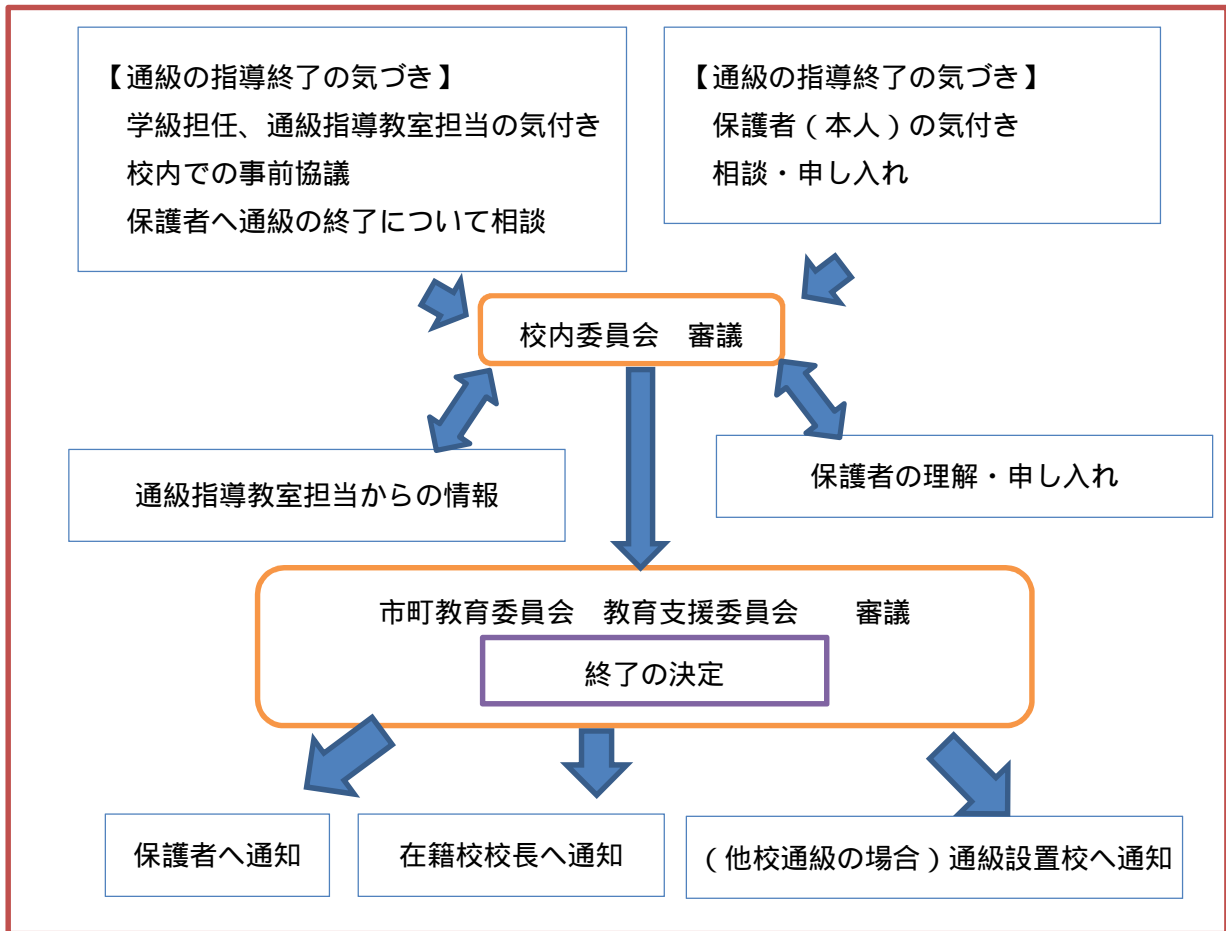
通級を開始する時から、保護者や通常の学級の担任、その他、該当児童生徒と関わる校内教職員とが、通級の終了の目安を共通理解するとともに、個別の指導計画に記載するなどして、明確にしておくことが大切です。

各学期末に、指導の成果等から、個別の指導計画に示した目標の達成状況を、保護者や通常の学級の担任等と確認することが大切です。終了に至らなくても、時数を減らすといった判断につながることもあります。

終了にあたっては、該当児童生徒が、安心して自信をもって、通常の学級での学びを重ねていけるよう、通級指導担当が、保護者や学級担任等と密接に連携を図り、適切な配慮や環境づくりのために情報を共有することが重要です。

(4) 終了手続きの流れ

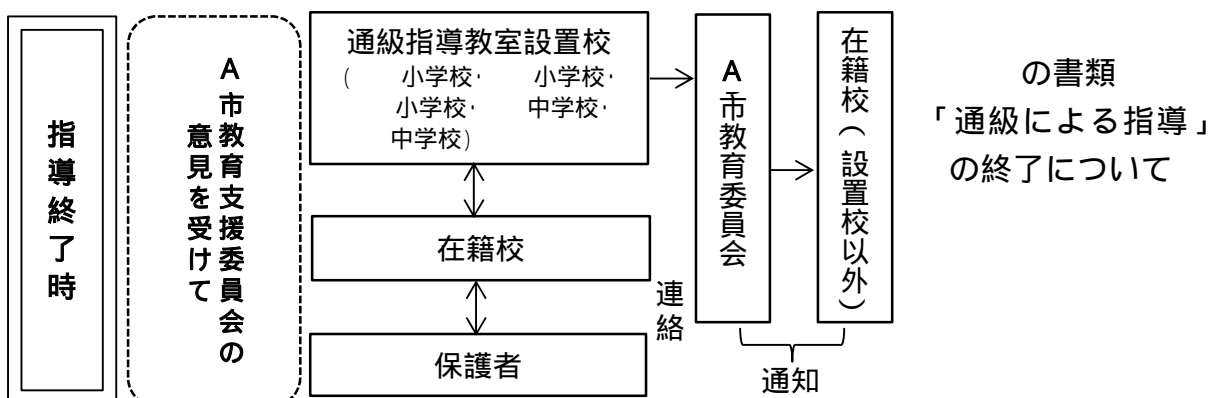
< 終了手続きの例 >



通級による指導の終了の判断も開始時と同様に、児童生徒の在籍校が行います。保護者の理解を踏まえ、校内委員会等において複数の教員の気づきや意見を踏まえ、総合的に判断していくことが大切になります。場合によっては、連携する関係機関からの意見も参考にします。

他校通級の場合は、通級指導設置校の意見を踏まえることが大切です。教室を設置する市町教育委員会等と十分に連携することが重要です。

【参 考】研究拠点校の例 《A市》



(5) 終了後のフォローアップ

通級終了後も、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用しつつ、通常の学級での学習や日常生活の適応の状況を丁寧に確認していくことが大切です。

通級指導担当者が、通常の学級の担任と連携し、通常の学級の授業にT・Tで参加するなどして、フォローアップしていくことも有効です。

【参考】研究拠点校の例 《F小学校の取組》

《ポイント》

通級指導担当者がT・Tとして授業に参加する。

- ・通級で試した方法が有効か検証できる。
- ・通級担当がT1として授業をすることにより、担任がより客観的に児童を観察することができる。

つまずきの把握

授業参観だけでなく、T2により授業に参加するようにして、学習の定着状況や授業への集中の度合などを把握します。そのことで、個々のつまずきがどこにあるのか、確認することもできます。

通級での学習効果の検証

通級による指導で学んだことを通常の学級の授業でも使えているか、確認することもできます。また、通級の指導方法が適切であるか評価することもできます。

みんなと同じスピードで一斉指示を聞きながら学習を進めていくことができているかを把握することも重要です。

T1として授業実施

担任がT1、通級指導担当がT2という形で指導することが多いですが、時には担任と交代し、通級担当がT1として授業を進めることもあります。そうすることで、集団を意識した授業づくりを考えることができます。担任は、日頃と違った位置から児童の学び方の様子を把握することができるので、児童の捉え方が柔軟かつ的確になることが期待できます。

担任や通級指導担当者など、子どもに関わる多くの人々で情報を共有し、一人ひとりの成長を大切にす指導を進めることが大切です。

この取組は、終了後だけでなく指導時においても有効です。



3 目標の設定から評価まで



(1) 個別の教育支援計画や個別の指導計画について

新しい学習指導要領には、「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」ことが示されました。

県内の学校では、これまでも、通級による指導を受けている児童生徒については、どちらの計画も、ほぼ100%に近い作成率となっています。

今後は、個別の教育支援計画や個別の指導計画を、通級による指導を受けている全ての児童生徒について作成するとともに、作成した一人ひとりの計画を活用し、指導や支援の質を向上させていくことが大切になります。

Q18 個別の教育支援計画とは何ですか？

A18 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童等の望ましい成長を促すための計画です。特に、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを個別の教育支援計画といいます。

Q19 個別の教育支援計画作成のメリットは何ですか？

A19 教育関係者、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携し、それぞれの側面からのこれまでの取組やこれからの取組を計画に示すことで、児童等の学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を効果的に行うことができます。

長期目標（概ね3年間の目標）を立てることで、学校が教育課程の編成の基本的な方針を検討する際に、全校職員が共通理解をしておくべき大切な情報となります。

当該児童生徒に関わる各関係機関の役割を明確にすることができます。学校においては、より具体的な児童生徒個々の指導内容や指導方法の工夫を、教科横断的な視点から検討する際、貴重な情報となります。

Q20 個別の教育支援計画を活用するための留意点は何ですか？

A20 就学前に、引き継ぐことで、適切な支援の目的や教育的支援内容を設定することに役立てることができます。

進学先に、在学中の支援の目的や教育的支援の内容を確実に伝えることで切れ目ない支援に生かすことができます。

多くの関係者が関与するので、保護者の同意を事前に得るなど、個人情報適切な取扱いに十分留意する必要があります。

Q21 個別の指導計画とは何ですか？

A21 個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成される計画であり、個別の指導計画は教育課程を具体化し、障害のある児童など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしてきめ細やかに指導するために作成するものです。

Q22 通級による指導を受けている児童生徒の個別の指導計画を作成・活用する上で留意すべき点は何ですか？

A22 学校間及び担当教師間の連絡方法・内容等を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や指導の状況等についての情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

各学校においては、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手段などを整理し、共通理解を図ることが必要です。

また、この二つの計画は、実施状況を適宜評価して、改善を図っていくことも不可欠です。

計画の作成や活用を進める上で、通常の学級の担任や校内コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要です。学校全体の協力体制づくりを進め、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深め、教師間連携に努めていく必要があります。

《参考》

平成20年 4月 『個別の教育支援計画』Q & A及び記入例（改訂版）

平成21年12月 特別支援教育における「個別の指導計画」作成のために

平成22年 3月 特別支援教育における「個別の指導計画」作成のために

- 記入例

（いずれも山口県教育委員会）

《個別の指導計画等を活用して、校内教職員で連携するためのポイント》

マニュアル等を作成して、計画の具体的な作成・活用方法について全校職員に分かりやすく伝える。

年間計画の中に位置づけて、全校職員が参加して計画を作成したり、評価を行ったりする場を設定する。

具体的な指導や支援の状況とその結果、改善の工夫等を日々話し合い、計画に書き込んでいくようにすると、計画の内容の充実につながります。

【参考】研究拠点校の例 《D小学校の取組》

ポイント

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、通常の学級の担任によって作成されるものですが、通級指導担当者や、児童生徒と関わりのある複数の教職員と一緒に作成することで、より適切な目標設定や指導内容の選択につながるだけでなく、児童生徒理解が、一層深まります。

年間予定への位置づけ

- ・計画作成のための時間を確保したことで、内容を充実させることにつながり、活用できる計画になりました。
- ・必要な時期に計画を見直すことができ、指導や支援の仕方を改善することができました。

(年間計画への位置づけ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通級の懇談	24日～28日 個人懇談 (1年生) ・通級指導教室について説明 ・アンケートの実施			18日～24日 個人懇談 ・学習の振り返り ・夏休みの学習 ・個別の教育支援計画の説明と作成			2日～6日 前期末懇談 ・指導経過報告 ・今後の支援について		18日～22日 個人懇談 ・来年度の支援 ・引継ぎの内容		22～28日 個人懇談 (6年) ・指導経過報告 ・個別の教育支援計画の確認	12～16日 個人懇談 (1～5年) ・指導経過報告 ・今年度の振り返り
特別支援教育研修	11日 職員会 ・特別支援教育とは ・通級指導教室とは		19日～30日 通級指導教室の自由参観 ・担任による通級指導参観	27日校内研修 ・疑似体験プログラムを通じた研修 ・LD、ADHD等の理解と支援		27日 小中連携研修 ・UDの授業	11日 校内研修 ・通級指導教室の授業公開					
個別の指導計画等	19日 職員会 (15分間) ・個別の教育支援計画と個別の指導計画についてマニュアルを基に説明	10日 校内研修 (30分) ・個別の指導計画の作成(実態把握、目標の設定、前期の計画)	28日 校内研修 (40分) ・個別の教育支援計画の作成 ・個別の指導計画の見直し(途中の評価と修正)				4日校内研修 (30分) ・個別の指導計画の前期の評価、後期の目標と手立て		6日校内研修 (20分) ・個別の指導計画の見直し(後期の途中経過と修正)		28日校内研修 (20分) ・個別の指導計画の評価 ・教育支援計画の評価	各自で引継を記入(個別) ・文書の処理と保存 ・中学校への引き継ぎ
校内委員会	5日 生徒指導引継会 ・個別の指導計画等の引き継ぎ				25日 教育支援委員会 ・新規通級児童の対応について			教育支援委員会 ・新規通級児童 ・来年度の措置				
通級の便り	・担当者の紹介 ・アンケートの実施 ・子育てのヒント	・連絡ノートの使い方 ・子育てのヒント	・個人懇談のお知らせ ・子育てのヒント	・感想文の書き方 ・子育てのヒント			・後期の学習について ・子育てのヒント	・アンケートの実施 ・子育てのヒント	・個人懇談のお知らせ ・子育てのヒント	・学習の仕上げ ・子育てのヒント	・個別の教育支援計画の見方 ・子育てのヒント	・1年間の振り返り ・子育てのヒント
ケース会議については、児童のニーズ等に応じて、その都度、開催する。												
保護者相談については、保護者からの申し出により、その都度、行う。												

1年間の計画の中に、通級指導教室の予定や学校の行事、各種会議の日程等とあわせて、個別の指導計画を作成、見直しをする日をあらかじめ、決めていきます。

全校研修の場で作成

- ・担任一人で作成することなく、いろいろな立場の教員が関わりながら作成することができました。
- ・具体的な手立てについて情報交換をする機会をもつことができました。
- ・通級指導担当者も記載内容を確認し、助言することができました。
- ・通級指導の「個別の指導計画」に活用することができました。

複数の教職員で情報を整理することでより正確な実態把握ができます。

〇〇小学校 1年〇組 〇〇 〇〇

読む 書く 聞く 話す	<ul style="list-style-type: none"> ・音読が難しく、逐次読みにならなくなる。 ・特殊音節の読み書きが難しい。 ・文字の形を整えて書くことが難しい。 	計算 文章 思考	<ul style="list-style-type: none"> ・数量概念の理解が未熟で、タイルなどの視覚情報が必要である。 ・計算に時間がかかる。 	授業 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・課題が目前にあるとまじめに取り組む。 ・集中が途切れ、椅子を動かしたり、友達としゃべったりすることがある。 	生活 行動 情緒	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の思いを言葉で表現することが難しい。 ・初めての場面では見通しが持てず、緊張する。 	検査 等 か ら の 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・言語理解が難しく、やワーキングメモリの弱さがあるため、情報を精選し、視覚支援をすることが必要である。
保護者の 願い	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と仲良く過ごしてほしい。 ・自信をもって表現できるようになってほしい。 	本人の 願い	<ul style="list-style-type: none"> ・たくさん勉強したい。 ・漢字を覚えたい。 	学級の 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・文章を正しく音読し、短文の意味を理解する。 ・よい姿勢で座ることができる。 ・自分の意思を言葉で表現できるようになる。 				

↓

自立活動の領域・項目			
3 人間関係の形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション
(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること (3) 自己の理解と行動の調整に関すること (4) 集団への参加の基礎に関すること	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	(2) 言語の受容と表出に関すること (3) 言語の形成と活用に関すること (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

↓

通級の目標 (1年間)	<ul style="list-style-type: none"> ①少人数の場で自分の意思を言葉で表現することができる。 ②集中して聞き取る力をつける。 ③特殊音節の読み書きができる。
----------------	---



職員室で、複数の教職員が、情報交換しながら、その場で計画のフォーマットに入力し、作成しています。

(2) 実態把握の工夫と目標設定の在り方

個別の指導計画の活用のためには、目標の設定から評価までの一連の流れの明確化、共有化を進めることが大切になります。

効果的な指導につながる計画にするために、実態把握から指導内容までのつながり（この児童は、こういう困難さがあるので、こういう意図をもって、このような内容を指導する）を意識して、計画を作成していきます。

通級による指導は、特別の教育課程に基づいて行われるものであり、自立活動の指導が基本となります。児童等の実態に応じて障害の状態の改善・克服を目指した指導目標、指導内容を設定し計画に示していくことが求められます。

児童等が示す困難さや課題は多様です。児童等によっては、指導目標や指導内容や方法を適切に設定することは難しい場合があります。

まずは、児童等の実態把握を的確に行い、その特性から指導が必要と思われる課題をいくつか挙げていき、優先度や実践の難易度等により、指導目標として整理していきます。

なお、指導内容を計画する際には、学習指導要領を参考にすることが必要です。

具体的な流れは、「実践事例編」の各事例(P 86～106)を参考にしてください。

【参考】研究拠点校の例

《B市拠点校研究で整理された実態把握から目標設定までの流れ》

(1) 実態把握

実態把握の項目として、以下のようなものが考えられます。

これらの情報は、通級指導の開始の判断の際に収集・整理・検討されることも多いと考えられます。

指導の開始が決定したら、複数の教員で収集した情報を、個別の指導計画の項目に沿って整理しながら、指導する教職員で共有することが大切です。

把握する項目(例)

保護者との教育相談から

- ア 生育歴、家庭での様子などの聞き取り
- イ 保護者の困り感や願いの聞き取り

子どもとのやりとりから

- ア 初回相談での気付き(個別の見とり)
- イ 得意なこと、苦手なこと、子ども自身の願いなど
- ウ 教室参観による気付き(集団の中での見取り)

学級担任の気付きから

検査等の様子や結果から

《各種検査の例》

- ・ WISC - （ウイスク・フォー）
- ・ 小学生の読み書きの理解 URAWSS（ウラウス）
- ・ 小中学生の読み書きの理解 URAWSS
- ・ LDI - R（エルディーアイ・アール） 他

専門機関の情報から

- ・ 個人情報保護の観点から、保護者を通じて、情報の提供を受けます。
- ・ 保護者の同意の下、必要と判断される内容については、個別の教育支援計画に記載します。
- ・ 学校として、専門家に意見を求める際も、保護者を通じて、問い合わせをします。その際、情報ソースをどのように活用したいと考えているのか、その目的を保護者に十分説明し、納得の上で、伝えていただく必要があります。

（２）最初の見立てと指導方針の立案

情報の整理

- ・ 「どんなことに困っているのか？」
- ・ 「その要因は何か？」
- ・ 「子どもの願いは何か？」

ポイント

指導が必要と思われる課題を抽出していく際、「障害特性により、学習上、生活上の困難があるもの」と、「生活環境や学習環境が影響して困難な状況にあるもの」の、両面から考えていくことが大切です。

仮定と見通し

- ・ 「このような課題を抱えている。」
- ・ 「通級でこんな支援ができそうだ。」

ポイント

問題の重要性や緊急度により優先順位を付けます。
通級で指導する課題、通常の学級で指導する課題、家庭において指導する課題、通級、通常の学級、家庭が連携して指導する課題などについて分けます。

目標・指導内容の設定

- ・児童等の課題から指導目標を設定します。指導目標は、長期目標、長期目標を段階的に考える短期目標、短期目標を達成するための具体目標というように、段階的に考えていきます。
- ・通級指導では、長期目標を1年間、短期目標を2, 3か月、毎回の指導における目標を具体目標と考えることができます。
- ・目標が設定されたら、指導内容、指導方法を具体的に考えます。指導場面、指導形態、教材教具の選択等も検討します。
合理的配慮についても、通常担任と通級担当が共に考えていくことでより子どもの実態に応じた合理的配慮の提供につながります。
- ・通常の学級の担任は、通常の学級での学びの中での合理的配慮について、通級指導担当者と共に考えられると、より子どもの能力にあった内容になります。
- ・個別指導、小集団指導、その両方の組み合わせ等の工夫をする場合は、指導時間のことも考慮します。

ポイント

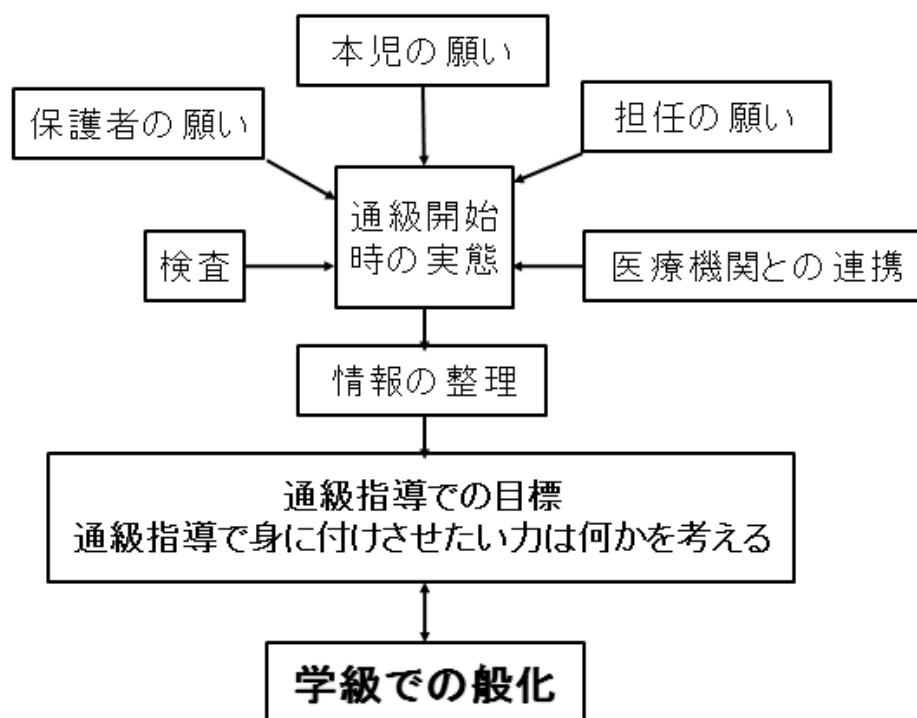
発達障害のある子どもの指導では実態に応じて個別指導と小集団指導を合わせているケースが多くみられます。

個別指導

具体的な学習指導やスキルを学習

小集団指導

他者との関わりの中で学習したことやスキルを広げ
定着化を図る。



Q23 児童生徒の状況を見取る際のポイントは何ですか？

A23 対象児童についての見取りで大切なポイントは、『肯定的な見取り』をすることです。

例を一つ示します。

小学生Aくんが、授業開始場面で「授業の準備が遅れている」ように見えても、肯定的な見方で丁寧に観察する中で、「今、準備している途中であり、授業を受けようとしている」ことが読み取れる場合があります。そのことから、『自分で戻ることができている（行動コントロールができている）』と見取ることができます。

また、算数の授業で、垂直の作図をする場面で、「三角定規をさわってばかりいる」ように見えても、教員が「手に持っているなら書いたら？」と声をかけると取り組めた場合、学びたいという気持ちがあることが分かります。

そのことから、『言語理解がよく、他のことをしながらでも聞いている』と見取ることができます。

このように、「肯定的な見取り」を行うことで、児童生徒の困難さの原因を見つめることができ、この例であれば、戻るときのタイミングや気持ちの切り替えをどのように図るかといった、的確な課題設定につなげていくことができます。

Q24 実態把握の際、発達検査は必要なのですか？

A24 実態把握をするうえで必ず必要というものではありません。しかし児童生徒の得意な面を生かして、学び方の工夫を子供や保護者と一緒に考えていく際、大変参考となる情報を得ることができるので、重視されていることも事実です。

また、通級による指導は、知的障害の児童生徒を対象としていません。

知的障害による学習上、または行動上の困難さの軽減・克服を図っていく上で、週数時間の取り出し指導は、効果的ではないと考えられているからです。知的障害があるかどうかを検討する際にも、参考となる情報を得ることができます。

Q25 発達検査は誰が行うのですか？

A25 児童生徒個々のケースによって、さまざまです。早期療育を受けていたり、専門機関に相談にいかれていたりしている場合は、すでに検査を受けている場合も多くあります。

その場合は、保護者に検査の様子や結果等についての情報提供を依頼します。

検査が未実施の場合で、学校として実態把握において必要と判断した場合には、保護者に説明し、同意が得られれば、発達検査を実施している医療機関、福祉機関の情報を照会するなどします。

学校教育における検査の実施は、児童生徒の学び方に生かすことが目的であることについて、保護者の理解を十分得ておくことが非常に重要となります。

【参考】研究拠点校の例 《E小学校における目標設定後の指導の実際》

1 対象児童

学年・性別 小学 年生 男児
診断名 ADHDの疑い
実 態

- ・一斉授業に参加することが難しく、授業中に離席して友達に話しかけたり、大声を出したり、教室を出たりする。
- ・友達の言動にストレスを感じると、衝動的に暴力を振るうことがある。

2 指導目標の設定と指導、評価の実際

(1) 目標の設定に向けて

保護者との懇談

- ア これまでの経過の確認
- イ 最近の様子について情報の共有
- ウ 保護者の願いの確認
「人の気持ちがわかるようになってほしい。」
「授業に参加できるようになってほしい。」

エ 検査、医療機関の活用について情報提供
担任との情報交換

- ア 学級での様子について情報交換
- イ 保護者の願いの確認
- ウ 担任の願い
「授業中、離席をせずに、授業に参加できるようになってほしい。」
「『いけないこと』を理解できるようになってほしい。」

発達検査の実施・結果分析

- ・IQや群指数とも、前回より数値が上回っている。得意な面、苦手な面の特性は、以前把握した結果と同様であった。
- ・言葉の理解や操作は得意。
- ・視覚的な処理をしたり、絵や図形の理解をしたりする力はある。しかし、本人が思っているほどできていないことがある。

対象児童についての肯定的な見取り

- ・離席はあるが、自分で戻ることができる（行動コントロールができています）
- ・言語理解がよく、他の事をしながらでも聞いている。

指導の方針

- ・待つこと、我慢することができるようにする。（自己コントロール、自己チェックできるように、自学自習スタイルを作る。）
- ・待ち時間にやることのレパトリーを増やす。（「待つこと」に対する強さを育てる。）
- ・自分の活動を見直すことができるようにする。（次の活動への準備につなげる。）
- ・褒めてもらう人を増やす。（トークンは連絡帳を活用する。）

【留意すること】

- ・知的好奇心をくすぐるような発展問題や発展課題を準備して意欲化を図る。
- ・刺激の少ない集中しやすい環境を整える。
- ・知識や発想など言葉で表現できる良さを評価し、自他ともに認められるものを増やしていく。

(2) 指導目標の設定

通級指導での目標

- ・自分の課題が終わった後、待つことができる。
- ・自分の活動を見直すことができる。
- ・相手の気持ちを考えることができる。

(3) 指導の実際

自由会話

学級から持参した課題 - 指導目標達成のための活動

課題に取り組んだ後、担当者が採点する間、プリントをしたりタブレット端末を使用したりして待つ。担当者の採点后、見直しをする。

見直しは、トークンを活用する。

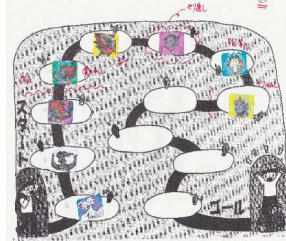
- ・自分から見直すことができれば、シール2枚
- ・担当者の指示により見直しができるれば、シール1枚

通級の課題

- ・ディベート
- ・お楽しみタイムの計画など

お楽しみタイム

- ・リラクゼーション



(4) 評価

通級指導教室で

- ・自学自習をしながら、待つことができたか。
担当者の示した課題に取り組んで待つことができるようになってきた。
- ・課題を見直す活動ができたか。
担当者が声をかけると見直しができるようになってきた。

学級で

- ・通級指導教室での成果が、般化できたか。
今後、具体的な評価項目を担当、本人、通級担当で検討して、学級での般化の様子を評価していく。

新特別支援学校学習指導要領自立活動編解説には、実態把握から目標設定までの流れが、大変詳しく説明されています。

「自立活動」の指導の場である通級による指導においても、参考となるものです。次ページに、新しく設定された自立活動の6区分27項目及び、自立活動の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの概要をまとめています。

なお、6区分27項目の指導内容の詳細については、資料編(P108~)を参照してください。



自立活動の内容の見直し

6区分

27項目

健康の保持	<ul style="list-style-type: none"> ①生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 ②病気の状態の理解と生活管理に関すること。 ③身体各部の状態の理解と養護に関すること。 <li style="background-color: #f08080;">④障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 ⑤健康状態の維持・改善に関すること。 	<p>連続性のある「多様な学びの場」において、発達障害を含めた障害のある児童等の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するために追加</p> <p>○自分の障害の特性やそれらが学習上又は生活上の困難にどう関連しているのか等を理解すること。</p> <p>○その状況に応じて、自分の行動等を調整したり、自ら生活環境に主体的に働きかけたりして、より学習しやすい環境を整える力を育むこと。</p>
心理的な安定	<ul style="list-style-type: none"> ①情緒の安定に関すること。 ②状況の理解と変化への対応に関すること。 ③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。 	<p>「理解」を加え、感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすることを明確にする。</p>
人間関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> ①他者とのかかわりの基礎に関すること。 ②他者の意図や感情の理解に関すること。 ③自己の理解と行動の調整に関すること。 ④集団への参加の基礎に関すること。 	<p>「状況」に応じた行動」を加え、これまででの「いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況把握したりして、的確な判断や行動ができるようになること」をより明確にする。</p>
環境の把握	<ul style="list-style-type: none"> ①保有する感覚の活用に関すること。 <li style="background-color: #80ffff;">②感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 ③感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 <li style="background-color: #80ffff;">④感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 ⑤認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。 	
身体の動き	<ul style="list-style-type: none"> ①姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 ②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 ③日常生活に必要な基本動作に関すること。 ④身体の移動能力に関すること。 ⑤作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。 	
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ①コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 ②言語の受容と表出に関すること。 ③言語の形成と活用に関すること。 ④コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 ⑤状況に応じたコミュニケーションに関すること。 	

個別の指導計画の作成と内容の取扱いの充実について

【自立活動の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図】

- 1 実態把握
 - ① 必要な情報を収集する段階
 - ・ 障害の状態
 - ・ 発達や経験の程度
 - ・ 興味・関心
 - ・ 学習や生活の中でみられる長所やよさ、課題 など
 - ② ①で収集した情報を整理する段階
 - 《②－1》 自立活動の区分に即して整理する段階
 - 《②－2》 学習上又は生活上の困難、これまでの学習の習得状況の視点から整理する段階
 - 《②－3》 ○○年後の姿の観点から整理する段階
- 2 指導すべき課題の整理
 - ③ ①をもとに②－1, 2, 3で整理した情報から課題を抽出する段階
 - ④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し中心的な課題を導き出す段階
- 3 指導の検討
 - ⑤ ④に基づき指導目標を設定
 - ・ 長期目標
 - ・ 短期目標
 - ⑥ ⑤の指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定
 - ⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
 - ⑧ 具体的な指導内容を設定
 - 根拠をもって項目同士を関連づける

自立活動の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図の例

①実態把握

- ・ 情報収集の際、長所や良さにも着目すること。
- ・ 環境を整えて可能になることが予想されることについて整理しておく。

②収集した情報を整理する段階

- 1 自立活動の区分に応じて整理(それぞれの境界を整理)
- 2 これまでの学習の状況をふまえ、できていること、支援があればできることもふまえて、学習上生活上の困難さを整理

- 3 生活年齢、残りの在籍年数を視野に入れて、卒業時にイメージする姿を整理

③ ②で整理した情報から指導開始時点の課題を抽出

学校・学年	小学校・第8学年
障害の種類・程度や状態等	高機能自閉症 知的発達に遅れはなく、他者の意図や感情の理解が苦手である。
事例の概要	人との関わりへの自信と意欲を取り戻し、コミュニケーションの力を高める指導

① 障害の状態、発達や症状の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集

- ・ 教科学習の内容はおおむね定着しているが、場面から場面人物の心情を推察することは苦手としている。4年生でござんつねの学習をした時こは、「ござんつねは悪いことばかりをしていたので、兵十に謝された」と主張した。
- ・ 忘れ物はほとんどなく、宿題は丁寧に仕上げている。
- ・ 係活動では進行表があれば、司会を上手に務めることができた。その後、衣類に進行表がなくてもできるようになった。
- ・ 最近になってエプロンの紐を後ろで結ぶことや、髪を一人で洗ったり後ろで束ねたりすることが、家庭でできるようになった。
- ・ 急に楽しくなっても洋服のまま整髪するなど、着させや難さなどの感覚が他の児童と違うと感じる場面がある。
- ・ とめははらひを知った謎林の字を書く。
- ・ 学校の友達に「その服、似合っていないね」と言って、相手を泣かせたことがあった。その場では謝っていたが、相手を傷つけるようなことを言ってしまったということが理解できないようで、後で「ほんとうのことを言っただけ」と日記に書いていた。
- ・ 世帯の生活ではあまりトラブルを起すことはない。
- ・ 低学年の頃は林が時間等にクラスメイトと遊ぶ場面が見られたが、最近は一人で図書館に行って好きな本を読んでいることが増えた。
- ・ 自分の興味・関心について、クラスメイトがあまり興味のない分野の題をしても聞いてくれないことがあり、「この頃、仲間外れにされている」と訴えてきたが、友達が使う流行語なども分からないようだった。

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に応じて整理する段階

健康の保持	心理的安定	人間関係の形成	環境の活用	身体の動き	コミュニケーション
・ 海老に合わせ、困っていることを白覚して、不安が強くなっている。	・ 友達とうまく関わっていないことを白覚して、不安が強くなっている。	・ 相手の表情や態度から都合よく判断するのではなく、言葉や文字情報に依存して判断する場面がある。	・ 授業面では全体より席分を稼がせられる傾向がある。	・ 指先の巧緻性が徐々に身に付いてきている。	・ これから思春期に向かうが、その年齢に及んだコミュニケーション能力はまだ身についていない。

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難の観点から整理する段階

- ・ 学習上の困難は主として心作理解が困難であることに起因しており、教科学習全般には意味的でありよく理解している。(人)
- ・ 普段の人間関係において、相手の心作理解が不十分なことによる困難が増しつつある。状況に応じて周囲の人の気持ちを推察することができないことや、興味・関心が同年代の子供と異なるために、すれ違いが大きくなってきている。(人、コ)

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

- ・ 低学年の時に仲の良かった友達とも距離ができたことを感じていて、今後ますます一人になりそうなことを心配している。(心)
- ・ 母親も仲の良い友達がいなくなっていくのを聞き、心配している。今後、思春期を迎えるにあたり、対人関係が大きな課題となることに不安を感じている。(人、コ)
- ・ 人間関係が複雑になる中学、高等学校生活の前に、苦手なことや不安なことを相談する力を育てていく必要がある。(コ)

③ ②をもとに①-1、①-2、①-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・ 周囲の様子や相手の表情、声の調子など、多くの情報を統合し、状況や心情を推察することが難しい。(人)
- ・ コミュニケーションを促すための言葉や動作、援助の求め方、相手の仕方などの基本的なコミュニケーションの能力が不十分である。(コ)
- ・ 人と関わる自信と意欲の低下が見られる。(心)
- ・ 年齢相応に身の回りを整えるためには、手先の巧緻性を高める必要がある。(身)

④ ③で抽出した課題同士がどのようなように関連しているかを整理し中心的な課題を導き出す段階。

課題同士の関連の例

- ・この課題が原因で次の課題が生まれている
- ・この課題同士は相互に関連し合っている
- ・発達や指導の順序からみつつなっている。

⑤ ④に基づき、**指導目標(ねらい)**を設定

- 長期的な目標 (学年単位)
- 短期的な目標 (当面の目標)

⑥ ⑤の指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目を選定

⑦ 項目同士を関連付けるポイントを整理

「こんな力を育てる必要がある。この際、課題○○と、課題◇◇は以外に近いところらに位置づいているから、関係づけられたら同時に二つの課題を指導できるのではないだろうか」等

⑧ ⑥で選定した項目同士を関連付けて**指導内容を決定**する。

① ②で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
・心構えや状況の理解に関しては、未知な面もあるが、論理的に説明することで理解できることもあるので、理解が進むことは期待できる。現時点では、人との関わりへの自信と意欲を失いつつあること、身体的に学んでいくことが絶対に必要であることから、興味・関心が失速している同年代の友達と協力して活動する中で、まずは、人と関わることへの自信や意欲を育てていく。その際、個別指導で基礎的なコミュニケーションスキルを学び、同年代の小集団においては、複数の教員による指導体制により、場に応じた指導を考え適切なやりとりができるようにすることで、心構えや状況の理解を促す。

・理解の理解として社会的に通用していることが分からない場合は、「分かっているはず」と片付けず、丁寧に説明をすることで理解を促す。その際、自ら分からないことを質問したり、助けを求めたりすることも併せて育てる。
・身体の動きに関しては、発達の遅れを考慮し、興味をもてることや達成感、余韻、年齢相応の身だしなみなどにつながることを通して、巧み性を高める。

③ ④に基づき設定した指導目標を配付段階

・誘う、解る、話す、話す、説明する、質問するなど、人と関わるために必要なコミュニケーションの仕方を知り、指導指導担当教員や他の通級メンバーに対して、相手の心情を考えて使用すると共に、手先の巧み性を高める。整った毛刈りのひもや留め具を一人で整えることができる。

④ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	課題の把握	身体の動き	コミュニケーション
(1)情緒の安定に関すること (2)状況の理解と変化への対応に関すること	(1)情緒の安定に関すること (2)他者の意図や感情の理解に関すること	(1)情緒の安定に関すること (2)他者の意図や感情の理解に関すること	(1)情緒の安定に関すること (2)他者の意図や感情の理解に関すること	(3)日常生活に必要な基本動作に関するること	(4)音節の変容と発出に関するすること (5)状況に応じたコミュニケーションに関するすること

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

・安心できる環境で身体的に学ぶことが有効なので、(心) (1)と(心) (2)と(心) (3)を関連づけて設定した具体的な指導内容が、⑧Aである。
・情緒の安定を図りながら手先の巧み性を高められるように、(心) (1)と(身) (3)を関連づけて設定した具体的な指導内容が、⑧イである。
・自己理解を高め、主体的に相談するスキルを身に付けるために、(心) (1) (2)と(心) (4) (5)を関連づけて設定した具体的な指導内容が、⑧ウである。

⑧ ⑥で選定した項目同士を関連付けて指導内容を決定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を決定	④ 具体的な指導内容を設定する段階 A 少人数の安心できるグループで、人と関わる自信と意欲を育てながら、話し合ったり協力したりしながら進める課題に取り組む。	イ 思いや願いを引き出しながら、年齢に見合った身だしなみや制作(糊付けなど)など、手先の巧み性を高める課題に取り組む。	ウ 一週間の出来事やポイントや簡単な絵などで視覚化しながら聞き取り、気持ちや状況を整理しながら言語化する。
-------------------------	---	---	---

(3) 評 価

指導と評価の一体化(実態把握 目標設定 自立活動項目の選定 指導計画・指導 評価のP D C Aサイクル)が大切です。

- ・ 指導のスタートは、通常の学級や家庭での気づきから実態を把握し課題が何かをつかむことから始まります。
- ・ 行動の現れや学習のつまずきの要因を、実態把握でつかみ、そこから仮説を立て、目標設定、具体的な指導内容の選定、実際の指導と進めていきます。
- ・ 個別の指導目標が設定され、通級の指導内容が決まると、指導内容をどのような方法で指導した結果、何がどれだけできるようになったかということが評価です。
- ・ 1時間ごと、学期ごとの評価をつなげ、年度末に1年間の評価をすることで、次の目標や手立ての検討をしていきます。

評価の結果を指導の改善に生かすことが大切です。

- ・ 通級による指導の評価を通常学級での指導にどうつなげるかという視点を常にもっておくことが必要です。
- ・ 通級指導教室での指導の評価は通級指導担当者が行います。
- ・ 大切なのは、教室内の環境設定、教材・教具、発問の工夫等、できる、わかるようにするために行った通級の授業での具体的な支援や指導の内容や配慮点を明確にすることです。
- ・ 具体的な指導の内容や配慮点を担任や保護者に伝えることで教室や家庭での効果的な指導・支援、配慮やかかわり方につながっていきます。
- ・ 通級での指導の個別の指導目標に対する評価を担任や保護者と共通理解することで、それ以外の支援や指導に対する評価と関連付けて考えていくことにつながります。

毎回の指導後には必ず指導について振り返り、指導内容、方法についての評価、見直しを行います。

- ・ 詳しくは、「4 関係者との連携(2)『担任との連携』」の項目を参照してください。

児童生徒の実態に合った指導計画が立てられていたか、指導目標は適切であったか。指導内容や方法は目標に見合うものであったかなど、実態把握、指導目標の設定、指導内容、方法の選定等の視点から評価、見直しを行うことが大切です。

4 関係者との連携



(1) 管理職のリーダーシップ

校内支援体制の充実のために

管理職は、全ての教職員が特別支援教育に積極的に参画する校内支援体制の整備を推進することが求められています。校内支援体制の充実のためには、学校における課題を明確にし、学校全体で、課題解決に向けた取組を進めていくことが大切です。

以下の項目について、課題となっている部分を確認することで、通級指導担当者として取り組むべき点が明らかになるとともに、管理職のリーダーシップのもとでの学校組織としての取組が進みます。

確認項目	確認内容・ポイント
校内委員会の定期的開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画に位置付けます。 ・ 通級指導担当者として、学年会等日ごろからの情報交換の場を位置づけておくことが大切です。
きめ細かな実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各担任や、教科専科担当者の気付きが共有できるシステムを整えていくことが大切です。 ・ 校内委員会や事例検討会等の場で、特別な教育的支援が必要な児童生徒一人ひとりの実態を関係教職員で把握します。 ・ 通級指導担当者として、いつ、だれが、どのような方法で把握するかを全校に明確に伝えておくことが大切です。
教職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例検討会や特別支援教育の視点に立った授業研究会を企画、開催します。 ・ 通級指導担当者として、研修主任との役割分担が大切です。
個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価、改善、引継	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度末から年度初めにかけて、校内委員会等により、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価、改善及び引継を確実に年度末から年度初めにかけて行います。 ・ 通級指導担当者として、作成から評価までの手順やスケジュールを明確にしておくことが大切です。
保護者への相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの相談への対応について、共通理解を図っておきます。 ・ 必要に応じて校内委員会での協議を行います。 ・ 通級指導担当者として、窓口となる担任や校内コーディネーターの補助の役割を担うことが大切です。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の実態や具体的な指導・支援に関する情報交換等を効果的に行うために、日頃から、関係機関や専門家等、校内外の資源に関する情報を収集、整理し、必要に応じて提供できるようにしておきます。 ・ 通級指導担当者として、各関係機関との役割分担を明確にしながら、指導・支援を進めることが大切です。

(2) 担任との連携

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(H29.3.文科省)には、「通常の学級の担任と連携した児童等への支援」について次のようなことが示されています。

通級担当教員は、通常の学級の担任に対して特別支援教育に関する助言を行います。

通常の学級の集団指導の場面において、直接児童等を支援する際は、支援する児童等へ個別に関わり過ぎることで、当該児童等が逆に周囲からの孤立感等が生まれまいよう、十分配慮する必要があります。

通常の学級の担任から困難を抱えた児童等の状態についての指導方法等について相談されたときは、専門的な観点から分かりやすく説明していくことが望まれます。

通常の学級の担任が児童等の保護者と連携して支援を検討する際は、補助的な立場から通常の学級の担任への助言を行います。

通常の学級の担任や保護者からの求めに応じ、特別支援教育コーディネーターと連携して、専門機関の情報を提供します。

また、平成29年4月に公示された新学習指導要領解説には次のように示されています。

『(前略)また「その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とは、児童が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要である。(後略)』

これまでも、各通級指導教室では、通常の学級の担任等との緊密な連携のもとで、指導を進めているところですが、今後なお一層の連携と指導の効果の確認が期待されています。

【参考】研究拠点校の例 《D小学校の取組》

連絡アイテムの工夫と活用

ポイント

連絡ファイルや連絡ノートを工夫して、担任との連携を日常的に図っています。

連絡ファイル～通常の学級担任と通級指導担当者のやりとり

- ・ 通級指導担当者からは気付きにくい、教室での子どもの様子を知ることができ、通級指導に生かすことができました。
- ・ ファイルの内容をもとにして、指導や支援の手立てを学級担任と相談する機会をもつことができました。

連絡ファイルの活用例

通級指導教室と学級担任との連絡には、「連絡ファイル」を活用しました。これは、毎週木曜日の放課後に、次週の予定を記入するだけでなく、担任が気になっていることなどを記入し、指導や支援の仕方についての連携のために役立てました。これは、ある4年生のクラスの例です。

児童	日曜	校時	教科	学習内容(やっておくべきこと)
A児	6/20 (火)	1	算数	垂直・平行と四角形 P66～67 垂直や平行な直線のかき方
B児		2	国語	一つの花 P68～77 CDを聞いて初発の感想を書く。
C児	6/20 (火)	放		

児童	日曜	校時	教科	学習内容(やっておくべきこと)
C児	6/20 (火)	放		

【通級指導教室からの連絡】

- ・6月19日～6月30日の期間で、授業公開を行います。10分程度でもよいので、ぜひ参観してください。

1時間目に参観させていただきます。

担任が児童一人ひとりの様子を伝えています。

【学級からの連絡】

A児: 放課後の算数教室では、自分でどんどん問題を解き、前向きに頑張っています。

B児: 「漢字の宿題がなぜかできなくて困っている」と相談に来ました。(Bさんにはみんなより課題を減らしています。) また、宿題の出し方について相談させてください。

C児: かけ算の筆算(3桁×3桁)に少し戸惑っていましたが、練習を頑張っています。

担任からの連絡事項について、通級指導担当がコメントするなどしています。(下線部)

「1時間目に参観させていただきます」という吹き出しは、この期間は担任が通級指導の様子を参観することになっていたからです。担任は、この時の授業を見て、垂直や平行な直線を描くときのヒントカードに注目し、「参観後の感想」に、学級の他の児童にも、そのヒントカードが必要であり有効だと感じたことを書いています。

【学級からの連絡】の欄に、B児について「宿題の出し方について相談させてください」という文があります。この後、通級指導担当者と担任とで、B児の漢字の宿題の形式や量について相談する時間を取り、教材を作成し、保護者に連絡して協力してもらうことにしました。

毎日の多忙な学校生活の中では、なかなか時間を作ることが難しいため、担任と通級担当がすれ違ったまま、相談できずに時間が過ぎることがあります。

このようなときに、「連絡ファイル」は、単なる学習内容の連絡としてだけでなく、指導や支援のあり方について相談する場であり、きっかけにもなるものです。気づきを共有し、効果的な指導法を作り上げていくチャンスを作るものだと言ってよいと思います。

各学級ごとにファイルを作成しています。



連絡ノート ~ 通級担当と担任と保護者とのやりとり

- ・ 通級指導の内容と児童生徒の学習の状況を担任や保護者に具体的に知らせることができ、保護者の安心感にもつながりました。
- ・ ノートの内容をきっかけにして、学習や行動に関する相談の場をもつことができました。
- ・ 子どもの困難の状況や学習の様子を担任と通級指導担当が共通理解することができ、話し合いの内容が具体的になり、「個別の指導計画」の作成がスムーズになるとともに、内容も充実してきました。

〔 上段：自校 〕

保護者からの相談に対するコメント

子どもの振り返り（短作文）

月	日	校時	年組	名前	学習内容	できたこと
ねいりに書く。せいを直す。						
1					リズム 漢字 日本語論理トレーニング	・唱えるときも姿勢よくできました。 ・言葉のつながりをしました。意味がわかるように結びました。
2					算~合同な図形	・分度器を使う時は、0の赤い線を辺に合わせて中心と線の端に合わせることを練習しました。
3					国~詩を味わおう	・からたちの花の詩を読みました。からたちの花の写真を確認して、詩の中に出てくる自、黄金について話しました。
4					見ると、聞くこと 4マス関係表	・集中して見る課題、聞きとりワークができました。 ・文を読んで「あたりを」求める図をかきました。
5					アルファベット練習 ゲーム	・ハゲタカゲームをしました。周りの人と数字の大きさのかけひきをしながら楽しみました。
<p>算数は、今日の予定のページが終わっていたので復習をしました。三角形、四角形の合同な形も、コンパス、分度器を使ってかくことができました。今日は、わめてにもある、姿勢に気を付けて学習することができました。</p>						

学習のはじめにめあてをたてる。

通級担当からの気づきなど

保護者からの感想や相談

下段 他校

月	日	校時	年組	名前	学習内容	できたこと
めあて ききとりれんしゅうをがんばる。						
1					え ああせ	・いろいろな関係の2枚の絵をマッチングする学習をしました。ねことねずみのカードであはは「ねこがねずみをおいかける、ねずみはえんをもちながらあはせました。
2					かず ああせ (たして10)	・たして10になる2枚のカードを見つめる神経衰弱をしました。3と7、2と8などはじめは時間がかりましたが徐々に慣れて速くなりました。
3					ききとりれんしゅう	・単語を聞いて読み、質問に答える課題を行いました。3つの単語はおぼえることができました。4つになると難しいので、今の視覚支援が重要だと思ひます。
4					パーキングゲーム	・「どうぞ」「ありがとう」のやりとりをしながら、車のコマを集めました。しらすに参加しました。
5					ハニーコレクション	・3枚花のカードをとり、4枚めをちとめてくずのカードを見えたら、「おぼえたら」と言って訂正したので、ルールを守ることができると、おぼえたいカードと捨てることができました。
<p>カードゲーム（ハニーコレクション）では、ルールを守ることを学びました。がまんして、ちんちんルールを守った後、すぐに「パスカード」が出て、とてもうれしくて気持ちの切りかえができました。</p>						

他校の担任からのコメント

教材と指導方法の提案

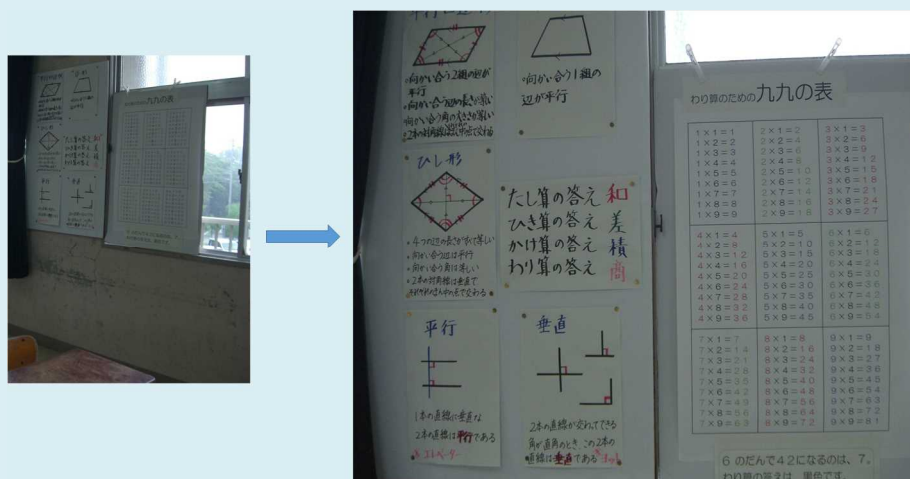
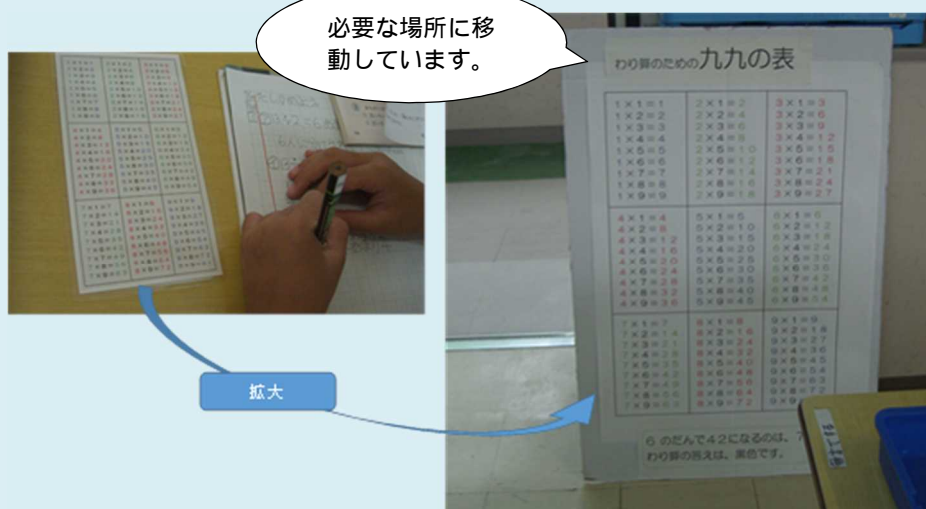
ポイント

通常の学級の中で行う具体的な指導・支援について、通級指導担当者が提案することで、通級指導教室と、通常の学級における指導の内容のつながりが、明確になります。通級指導教室に通う児童だけでなく、多くの児童の学びの支援につながります。

指導例1 「わり算のための九九表」

4年生担任から割り算の筆算の指導がうまくいかないという相談に対し、割り算のための九九の表を拡大して教室に掲示することを提案

- なぜこのような教材が必要なのかを担当と話し合い、かけ算九九は覚えていても、わり算の筆算を解くときに思い出すことが難しい児童がいるということを理解してもらうことができました。
- 通級指導教室で使っていた「九九の表」を通常の学級の授業でも使うため以前は担任の理解を得て、個別に使用していました。
- 全ての教室に同じ表を掲示することで、「だれでも」「いつでも」見ることができるようになり、「自分だけ」でなくなり、また、他の困っている児童にも活用することができました。



指導例2「MIMの授業と提案」

実態把握や継続的な評価を通して、力をつけていくことや、動作や多感覚を使った学びなどの授業改善について提案

- ・ 6月から7月にかけて、週1回の授業提案を実施し、8月に内容の説明を行いました。
- ・ 9月から担任が行い、通級指導担当も協力して進めています。



MIM = 多層指導モデル。子どもが学習につまずいたり、つまずきが重篤化したりする前に指導・支援を行うことをめざした、特殊音節のルールを理解を図るためのアセスメントやプログラム。国立特別支援教育総合研究所の海津亜希子主任研究員により開発。

授業でつながる

学級担任の通級指導教室の授業参観

ポイント

・ 授業の流れ、指導内容と指導のポイントを示したプリントを事前に配付することで、全ての授業の参観は難しい場合も、通常の学級の担任は、ポイントを絞って、参観することもできます。

- ・ 学級担任等に通級指導の様子を参観してもらうことで、児童の学習の様子や個に応じた指導の工夫について具体的なイメージをもってもらうことができま

- ・ 6月の2週間を設定しましたが、その後も、自由に参観してほしいことを伝えると多くの教員が参観したり、子どもを相談に来室したりするようになり連携が深まりました。

授業の流れを事前に配付します。学習の詳細の欄には、学習の内容ごとに、指導者の意図と育てたい力を示します。

通級指導教室 参観のご案内

6月19日から30日の間に、学級の子も達が通級指導を受けている様子を参観してください。時間内の場合、国語や算数の時間になるので、教室を抜けることは難しいと思いますが、同学年や7学年の先生方の協力を得て、10分～15分間は参観されるようお願いいたします。

- ★指導時間の予定(2時間続きの指導の場合)は、下表のような流れになります。参考にしてください。
- ★放課後指導の場合は、教科の指導を行わず、下表の中の を行うようになっています。

	学習予定	学習の詳細
1 時間 目	ウォーミングアップとめあての確認 ・ リズム漢字(2年～6年) ・ めあてを立てる。	・ 毎回、学年の漢字の熟語を読んでいます。目で追いながら、声を出すことで、読みの学習にも漢字を覚える学習にもなっています。 ・ リズム漢字のプリントで、漢字の読み書きと熟語の意味を学習します。 ・ その時間に頑張りたいことを決めて書きます。
	教科の学習 算数(国語)	・ その時間に学級で行う学習の、補足的な学習をします。「自立活動」の指導ですから、認知特性に応じて、苦手な学習への対処法を工夫しながら、学習します。 ・ 児童の実態に応じて、ヒントカードなどを使うこともあります。
	教科の学習 国語(算数)	・ 同上
2 時間 目	認知面の課題 ・ 見る、聞くこと ・ 漢字練習 ・ 4マス関係表など	・ 視覚認知の難しさがある場合は、図形パズルなどを使って細かい部分を見比べることを指導します。 ・ ワーキングメモリーの弱い児童については、聞き取り学習を行い、覚え方のコツをつかませたり、メモの取り方を学ばせたりします。 ・ 漢字の覚え方や文章問題の解き方を練習する児童もいます。
	関わりの学習 ・ 会話練習	・ 論理トークを行い、主語をつけて自分の意見を述べ、理由をつけて話す練習をします。 ・ 少人数でゲームなどを通して、ソーシャルスキルを学びます。
	振り返り	・ 学習したことを振り返り、短作文を書きます。1年生は、話したことを教師が書き取ります。

通級指導担当者の通常の学級の授業参観

ポイント

・通級だよりを通して、通級担当者が参観した通常の学級での好事例を情報発信することにより、「メッセージの伝わる教室環境の工夫」等、通常の学級担任の効果的な取組が、校内に広まり、特別支援の観点を取り入れた授業づくり、学級づくりに向けた雰囲気が、醸成されます。

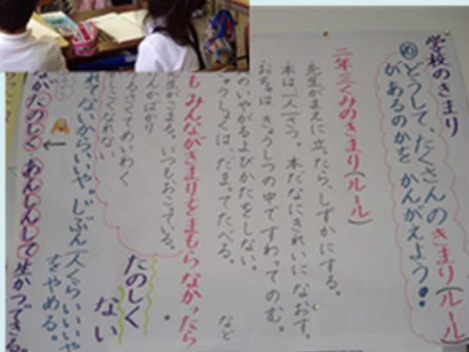
- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践や授業内容を生かした教室掲示など、優れた実践を効果的に全職員に広げることができました。
- ・児童に対する教師の働きかけなどについて気になることがあれば、その都度個別に助言したり、職員会議で投げかけたりすることができました。



授業の様子



メッセージの伝わる
教室環境



光市立深江小学校 特別支援教育

Resource Room 7月

1 教室の中の特別支援教育

(1) 環境を整える

障害は「環境との相互作用によって生じる」ということから、周りの環境次第で、子どもの困っている状態は、増えたり減ったりするのだということをお伝えしてきました。今回は「人環境」という視点です。

(2) 人環境

①教師の理解

毎日、教室で過ごす子ども達にとって、担任をはじめとする教師が子どもの困っている状態に気づき、それに応じた適切な手立てを考へたり、支援の工夫をしているかどうかは、とても大きな影響があります。そのために、私たちは、実態を把握する目を養い、指導技術を磨き、より良い学級集団を作る方法を理解し、日々実践していかなければなりません。

②言葉

教室では、多くのことを言葉(音声言語)で伝えます。しかし、私たちが伝えようとしている相手は、子どもです。知識の量や言語理解の力は、大人と子どもではずいぶん違います。伝えないことがたくさんあるときや大切なことを伝えたいとき、特に多

Room 6月

て生じる」ということから、周りの環境次第で減ったりするのだということをお伝えし、「人環境」という3つの視点から考えるさせていただきます。今回は、「空間環

が大きいのは、外部刺激です。気の散りや騒がしいことは基本です。

子どもが落ちこぼれて過ごせる環境になっているか、授業に集中しやすい環境になっているかを確認することは大切なことです。私たち教師は、黒板の前に立ち、前から後ろに向かって全体を見ていることが多いです。その時に目に入ることで、子ども達の席から(子供たちの背の高さで)見えるものは、大きな違いがあります。特に気が散る子どもがいたら、その子の席から、その子の背の高さから、

Room 5月

個人に生じている生理的・医学的な現象をさす活機能分類、WHOの考え方が周知されてきていより、環境との相互作用によって生じるにスタンダードになりました。

たり、活動への参加が難しくなっていたりして、障害という状態は大幅に解消される

があるために、学校生活の様々な場面であってとの相互作用によって生じる」というとらえ方をすれば、周りの環境次第で、子どもの困っている状態は、増えたり減ったりするのだといえるでしょう。

したがって、私たちが努力するべきことは、子ども自身に力をつけることは当然ですが、子どもを取り巻く環境を整えることが役割だといえるでしょう。

通級指導担当者による情報発信

(3) 校内コーディネーターとの連携

全校体制を進める上で、校内の特別支援教育コーディネーター（県では「校内コーディネーター」と呼称）との連携は欠かせません。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、通級指導担当教員と校内コーディネーターとの連携について次のように示されています。

通級担当教員は、校内の特別支援教育コーディネーターと、定期的な情報交換を行い、校内における教育支援体制の状況把握に努めます。

共に通常の学級の担任をサポートする立場にありますので、常に気軽に相談し、協力し合う関係を作っておくことが大切です。

通級担当教員は、学校内の支援等を効果的に行うため、特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にします。

他校通級や巡回指導において、他校の児童等を指導している場合はその学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることも必要です。

なお、同ガイドラインには、校内コーディネーターの役割も示されています。

- 1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
 - (1) 学校内の関係者との連絡調整
 - (2) ケース会議の開催
 - (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
 - (4) 外部の関係機関との連絡調整
 - (5) 保護者に対する相談窓口
- 2 各学級担任への支援
 - (1) 各学級担任からの相談状況の整理
 - (2) 各学級担任と共に行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
 - (3) 進級時の相談・協力
- 3 特別支援学校やサブセンターの地域コーディネーターや専門家チームとの連携
 - (1) 巡回相談員（県では地域コーディネーター）との連携
 - (2) 専門家チームとの連携
- 4 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

ここに示された内容の多くは、通級指導担当者が担っている役割と、重なっていることも多く実際、通級指導担当者が校内コーディネーターを担っている場合もあります。

大切なのは、管理職のリーダーシップのもとで、学校全体でここに示された役割が果たしていけるような役割分担を考えるなどして、全校体制を整えていくことです。

次ページに、役割分担と協働の例を示しています。

通級指導担当者の連携と役割分担を進めるための工夫（例）

学校内の関係者や、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを進めましょう。

- ・ 日頃から児童生徒の情報交換を行うことにより、指導・支援の早期対応につなげる。
- ・ 話し合った結果（方針や方向性）を、個別の教育支援計画や個別の指導計画等に明記し、その内容を関係者で確認する。
- ・ 保護者からの相談内容に応じて、柔軟に役割を分担したり、一緒に解決策を考えていくようにする。

各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等を行いましょ。う。

- ・ 担任からの相談に、校内コーディネーターと連携しながら、支援の場の検討等について助言する。
- ・ 進級、進学時は、個別の教育支援計画や、個別の指導計画が確実に効果的に引き継がれるように助言する。

地域コーディネーター及び専門家チームと連携して、個別の教育支援計画や支援内容の改善につなげていきましょう。

- ・ 外部との連絡調整を図る際、連携を図る必要がある地域資源や連絡窓口（担当教員等）の役割分担を確認する。

校内の児童生徒の実態を把握するための校内体制の構築や研修の実施を進めましょ。う。

- ・ 実態把握の手順やスケジュール、専門性向上のための校内研修の内容や時期等を、年間計画に位置付ける。

【参考】研究拠点校の取組《D小学校の取組》

校内コーディネーターと連携して、教職員の研修の推進を図っています。

心理的疑似体験プログラムを通した研修（小学校）



- ・ 学級担任に、一斉指導の中での子どもの困難さや心理的なストレス等に気付いてもらうことができました。
- ・ 夏休みに入って実施した研修会であり、研修した9月からの授業に生かしていくことができました。

ユニバーサル・デザインの授業研究（通常の学級の授業）～授業改善に向けて
（例）6年生の算数「変わり方を調べて」

担任による授業構想の手順

ア 特に困難さのある児童の実態把握

イ 教材分析の視点

- ・ 多くの児童がつまずくと予想される場面
- ・ 有効だと考えられる教材

ウ 特別な支援を必要とする児童を含むすべての児童に「分かる」「できる」を実感させるための実践方法のポイント

- ・ 興味の喚起
- ・ 場面状況の把握（劇化、テープ図、動画、図式化等）
- ・ 作業の軽減
- ・ 作業のスモールステップ化
- ・ 計算の正確な実行のための手立て

【参考】研究拠点校の取組 《G中学校の実践》

個別の教育支援計画の作成（中学校）



- ・ 今年度は、学校全体で積極的に指導の方法を工夫するようになりましたが、今後個に応じた支援の在り方を考えていこうという雰囲気が生まれました。
- ・ 小学校から引き継いだ内容を確認し、中学校での指導の在り方を考えることができました。

県では、県内6小中学校の協力を得て、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを全校体制で進めるための校内研修の工夫等について、提案しています。

特別支援教育の視点を取り入れた授業の実践は、通級の指導と通常学級との連携を確かなものにしていく上でも大切な取組になると考えます。

(4) 他校通級の場合 在籍校との連携

他校通級の場合の在籍校との連携について、文部省通知第 756 号 (H25.10.4) では、自校通級だけでなく、他校通級の児童生徒の在籍する学級の担任教員と情報交換を行ったり、助言を行ったりすることが大切であることが示されています。

(巻末「資料編」P141 参照)

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級(他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

文部省通知第 756 号 (H25.10.4)

他校通級の場合、自校通級と比べて、通級指導担当者と在籍学校(学級担任)との連携は、大変難しい面があります。

多くの通級指導教室では、「指導報告書」を作成して情報を共有したり、通級指導担当者が当該児童生徒の在籍する学級の授業を参観したり、工夫しながら連携を図っています。在籍する学校の担任が通級の授業参観を実施するなどして、学級担任と連携を図っている場合もあります。

《当該児童生徒の在籍校との連携(例)》

小学校

- ・ 学習したプリントをファイルにして連絡ノートと一緒に児童に持たせ、担任や保護者から、一言ずつコメントをもらっている。
- ・ 連絡ノート、在籍校訪問、通級指導教室見学を通じて、情報を共有しながら指導内容や関わり方を考えていく。
- ・ 通級便りを発行し、通級指導教室の様子や学習上、生活上困難さのある児童への対応を学級担任に情報提供する。

中学校

- ・ 教科担当の教員と連携を図り、課題の量が多いようであれば、本人が努力すればできそうな部分を選定し、達成感を得られるよう工夫する。
- ・ 指導内容の報告事項をデジタルカメラで撮影し、プリントアウトしたものを連絡帳にはさんで持たせる。担任や保護者に通級指導教室での学習内容を分かりやすく伝えることができる。
- ・ 保護者、在籍校の学級担任、通級指導担当者の三者(場合によっては本人)が話し合う機会を設定している。

< 他校通級を進める際の留意点Q & A >

Q26 他校通級が行われる学校への移動時間を通級による指導の時間に含めることはできますか？

A26 移動時間を通級による指導の時間に含めることはできません。指導時間にカウントできるのは、あくまでも現実に指導を受けている時間に限られます。

Q27 放課後の時間を、通級による指導の時間に充てることはできますか？

A27 他校通級の場合は、移動等の関係で放課後等に指導を受けることが多くなると思われます。指導時間や時間帯については、学校や地域、児童生徒の実態、指導内容等を勘案しながら適切に判断されることとなりますが、時間帯が偏りすぎたり、児童生徒の負担が過重になったりしないよう十分な配慮が必要です。

Q28 通級による指導を受ける児童生徒の移動に要する交通費は就学奨励費支給の対象となりますか？

A28 通級による指導を受ける児童生徒の移動に要する交通費は、就学奨励費支給の対象となります。

Q29 他校へ通級する途上の児童生徒の事故は災害救済給付の対象となりますか？

A29 他校へ通級する途上の児童生徒の事故は災害共済給付の対象となります。いずれも必要な際は、児童生徒が在籍する学校の事務担当者より、市町教委担当者へ問い合わせてください。

【参考】研究拠点校の取組

各学校への個別指導支援

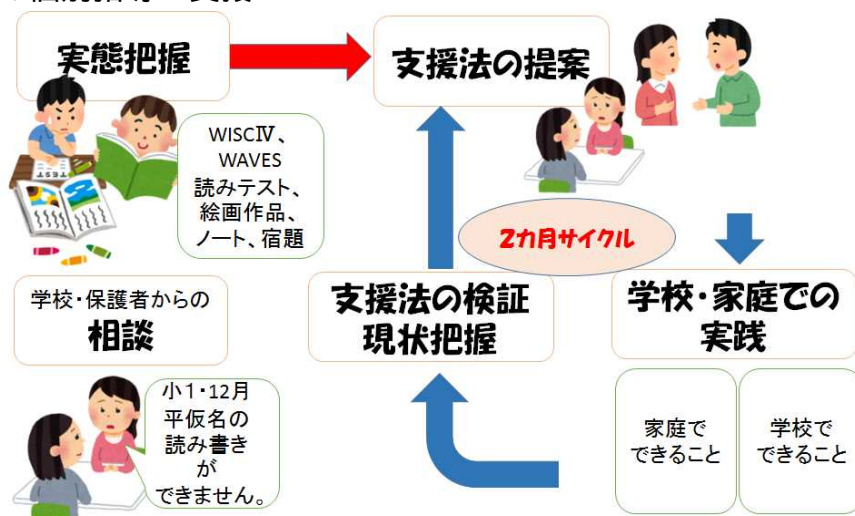
《F小学校の実践》

連絡ノートを活用

通級児童の学習の様子 授業参観

サブセンター校の地域コーディネーター巡回・要請訪問を活用した

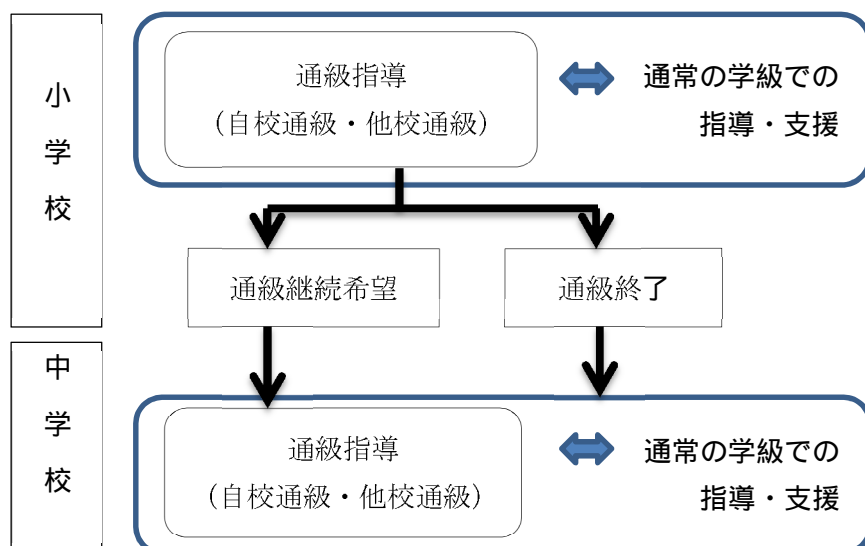
他校の個別指導・支援



(5) 小・中学校間の引継ぎ・連携

多様な学びの場が整備され、通級による指導を受けている児童生徒が増加傾向になる中、校種間の連携を円滑に進め、切れ目のない指導・支援を行うことが、求められています。

《小学校から中学校への引継ぎイメージ図》



上図のように、通級による指導を受けていた児童が、中学校進学にあたり、 のように指導を継続する場合と、 のように指導を終了する場合があります。

【指導を継続する場合のポイント】

小学校在籍中に、保護者や本人の通級指導継続の意向を確認するとともに、校内委員会で、指導の継続の必要性の有無を検討します。

中学校での通級の指導の継続を判断した場合は、保護者、本人に改めて通級継続の意向を確認するとともに、市町教育委員会へ報告します。

保護者は本人とともに、中学校の通級指導担当者と教育相談を行います。中学校担当者は、中学校の学校生活について説明するとともに、行うことのできる支援の内容について伝えます。

小学校は、保護者の了解を得たうえで、個別の指導計画やアセスメントの結果等、児童の実態や実際の指導の様子を中学校に伝えます。

中学校入学後に両担当者により、生徒の様子について情報交換を行います。

必要に応じて小学校担当者による授業参観を行い、継続的に教育相談を行います。

【指導を終了する場合のポイント】

通級の指導を終了した場合も、小学校で行った指導・支援を中学校に引き継ぎ、通常の学級での様子を日頃から把握しておく必要があります。

【指導を継続する場合、終了する場合のいずれにおいても求められる引継ぎのポイント】

学校種が変わる際の引継ぎにおいては、子供の発達の特長やつまずきやすいポイントを関係者間で共有し、どのような配慮があれば安心して学校生活を送ることができるのかなど、進学後の具体的な支援につなげていくという観点で、引継ぎを行うことが求められます。

- ・ 小・中学校の関係者が、日頃から連絡を取り合うことで、円滑な引継ぎが行え、一貫性のある指導・支援が期待できます。
- ・ 小学校で作成した「個別の教育支援計画」に必要な情報を集約・整理して、中学校に引き継ぐことが大切になります。

「個別の教育支援計画」は、小学校の卒業時に保護者に渡し、保護者が中学校へ持参する場合と、保護者の了承を得て小学校から中学校へ引き継ぐ場合とが考えられます。保護者が持参する場合であっても、保護者の了解を得た上で、小学校と中学校の間で「個別の教育支援計画」等の記載内容を共有するなど、引き継ぎを保護者任せにしないようにします。

【参考】研究拠点校の取組《F 小学校の取組》

小学校と中学校で支援をつなぐ実践

中学校通級指導教室見学

参加者：児童、保護者、通級担当

〔7月・11月〕

目的：中学校への不安の解消。安心感と期待の醸成

内容：自己紹介

通級による指導の参観

中学生との交流タイム(通級による指導を受けている中学生の考えたクイズ)

中学校通級指導担当者への質問タイム 等

小中学校特別支援教育合同研修会への参加

中学校の研修会へ、小学校通級担当が参加

小学校の研修会へ中学校通級担当、校内コーディネーターが参加

担当者間による引継ぎ

3月上旬：担当者間で情報交換

4月中旬：希望のある保護者と、小中学校担当者が、個別の教育支援計画を使って引き継ぐ内容を確認する。

中学校参加者：学級担任、校内コーディネーター、通級指導担当者

小学校参加者：通級指導担当者

(6) 保護者との連携

「 2 開始と終了の手続き」(P 24 ~ 30) で示したとおり、通級による指導において、指導の開始から終了まで、さらには終了後においても保護者との継続した連携が、大変重要となります。

児童生徒が安心した学校生活及び家庭生活を送ることができるよう、場合によっては、保護者にも適切な助言を行い、支援していくことも、通級指導教室の大きな役割です。

日頃から家庭との連絡を密にして、児童生徒の状態の把握や適切な支援の方法などについて共通理解を図り、共に児童生徒を支え育てていくことが大切です。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(H29.3.文部科学省)には、保護者へのメッセージとして次のように示されています。

子供の教育で不安なことや子供が困っていることがあれば、学校と相談し、子供の教育のために学校と協力して取り組む(協働する)ことで、子供の困っている事や不安を軽減することにつながります。

また保護者と学校と一緒に子どもについての理解を深めていける関係を作るために、具体的には、子どもが在籍する学級担任と連絡を取り合うこと、そのため学級担任との間に、信頼関係を築くことがとても重要であることが示されています。学級担任、校内コーディネーター、通級指導担当者が密接に連絡を取り合いながら、全校体制で、保護者との連携を図っていくことが大切です。

《通級担当者の立場からの連携の取り方(例)》

教育相談時

- ・初回相談では、まず、通級指導教室がどのような制度であるかを伝えます。
- ・保護者に安心してもらえるよう、室内の環境づくりや雰囲気づくりを大切にします。
- ・個別の教育支援計画を作成していれば、計画の活用について保護者の同意を得ます。未作成の場合は、作成の依頼をします。

教育相談時に保護者の方と共通理解を図る内容例

- ・保護者の心配や願い
- ・園や学校、家庭での子供の様子
- ・発達過程(生育歴)、これまでの相談歴、教育歴等の事実関係
- ・学校の方針と、保護者の考え方
- ・提供する合理的配慮

指導開始・指導継続時

- ・ 通級指導の内容や担当者の気付きを保護者や担任に伝える「連絡ノート」を活用したり、参観日や学期末の面談や他校通級の場合の送迎時等を利用したりして、保護者と情報交換する中で、具体的な指導・支援の内容や手立てを伝えます。そのことにより、保護者の信頼感、安心感が得られるようにします。

指導開始・指導継続時の懇談の内容例

- ・ 通級指導の目的・内容の説明
- ・ 通級指導時の児童生徒の様子への報告
- ・ 家庭生活の配慮点等についての助言
- ・ 保護者、学級担任、通級担当の連携を深めるための方法の確認

通級終了時

- ・ 学校が、終了の見込みの判断をした場合は、面談等で保護者に伝え、保護者や在籍校間での合意形成の上で、指導を終了します。保護者の心情や考えを丁寧に聞き取り、学校からは、終了の目安となる状況にあることを伝えたり、終了の手続き等を説明したりします。終了後の通常の学級における支援の内容についても共通理解を図ります。

通級終了時の内容例

- ・ 指導開始時の困難さの改善、軽減の状況の説明
- ・ 当該児童生徒の学校・家庭でみられる行動の変化の確認
- ・ 終了後、通常の学級等で継続して行う支援内容、家庭の協力体制の説明

進学時

- ・ 卒業学年の児童生徒の場合、進学先との連携が必要となります。保護者にとっては、新たな場で充実した学校生活を送ることができるかどうか、不安を抱えています。通級指導担当者として、進学先との連携を継続的に図りながら、保護者への情報提供等を通して、安心感を提供するようにします。

(7) 教育委員会との連携

他校通級では、近隣市町の学校から通ってくる場合があります。

近隣市町の学校から児童生徒を受け入れる場合は、いくつかの点で確認をしておくことが必要となります。

各市町教育委員会や在籍校、通級指導教室設置校の間で必要となる書類については、「2 - (2) 開始手続きの流れ」(P 2 6) や、「2 - (4) 終了手続きの流れ」(P 2 9) を参照してください。

いずれの場合でも、どのような手続きが必要になるのか、市町教育委員会に確認しながら相談を進めることが重要です。

(8) 医療・福祉・その他関係機関との連携

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日付け、25文科初第756号通知）」には、次のように示されています。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること

つまり、通級指導の開始の検討の段階から、保護者の了解のもとに、医療、保健、福祉、労働等と連携を図っていくことがとても重要となります。

(3) 「校内コーディネーターとの連携」(P 5 5) で示したとおり、学校における関係機関との連携の窓口は校内コーディネーターになります。通級担当者は、通級指導を進める上で各関係機関から情報を得る必要がある場合には、校内コーディネーターに調整を依頼します。そのためにも、日頃から校内コーディネーターと連絡を取り合っておく必要があります。また、各関係機関と連携を図る上で、なぜその内容を必要としているのかを説明できることも求められることがありますので、明確にしておく必要があります。

連携して得た情報を、児童生徒の指導・支援につなげていくうえで、関係者のそれぞれの立場で行うべき支援の内容を明確にしておくことが大切になります。

児童生徒の目指す課題を明らかにし、各関係機関の役割分担を明確にしたものが、個別の教育支援計画です。県の作成した個別の教育支援計画の様式には、各関係機関の相談歴や助言の内容を記載する欄があります。また児童生徒と関わりのある様々な関係機関が一目でわかるようなシートの様式を工夫しています。参考にしてください。

《通級担当者として各関係機関と連携する具体的な内容の例》

医療との連携

- ・ 児童生徒の困難さに対する医療面からの助言（診察・診断）
- ・ 発達検査等の結果及び所見の情報提供
- ・ 服薬前後の状況の情報共有

留意点

定期的に医療機関に通っている児童生徒の場合は、保護者の了解を得たうえで、担当の医師と電話や文書等で情報交換をしたり、支援会議で育ちや適応の状況について話し合ったりする場合があります。また診察や訓練の日に、保護者、本人に同行して、医療機関や療育機関に出向き、医師やOT（作業療法士）、PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）等から直接、指導・支援に有効な情報等を得る場合もあります。

福祉との連携

福祉部局

- ・ 支援の内容の整理と役割分担の確認（保護者支援、家庭支援）

放課後サービス・学童保育

- ・ 放課後支援の場での過ごし方の検討

その他の関係機関との連携

地域コーディネーター

- ・ 児童生徒の困難さの課題分析への助言
- ・ 具体的な指導内容、支援方法への助言

5 通級指導教室 1年間の流れ



通級指導教室 1年間の流れ(例)

	月	内 容	ポイント	県・市教委関係
一 学 期	4	<p>第1週</p> <p>情報収集(学年始め休業中)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前担当者からの引継・これまでの指導状況の把握 <p>第2週</p> <p>時間割作成</p> <p>保護者及び在籍学級担任との懇談 在籍学級での児童の様子を観察</p> <p>第3週</p> <p>通級指導開始</p> <p>担当者と児童生徒との関係づくり 児童生徒の実態把握</p>	<p>【時間割決定までの流れ】</p> <p>在籍学級担任より時間割を取り寄せ、調整する 他校通級児童生徒の保護者から、通級可能な曜日・時間を聞く。 他校通級児童生徒については、 を受けて在籍校に依頼する。 時間割決定後、通級の日時を文書で在籍校校長、保護者宛に連絡する。</p>	<p>〔通年〕 開始・終了の申請 申請手続</p>
	5	<p>第2週</p> <p>個別の教育支援計画作成</p> <p>見直し・作成支援</p> <p>通級指導における 個別の指導計画作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常学級での配慮事項についても、担任と連携して記載する。 		

毎時間の指導を記録した「連絡ノート」を担当者、在籍学級担任、保護者間で供覧し共通理解を図る。在籍学級担任や保護者は、気付きや、学級や家庭での様子を記入する。

一 学 期	6	<p>通級指導参観週間</p> <p>在籍学級での様子を参観 (授業・休み時間の様子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任、校内コーディネーターとの懇談 	<p>在籍学級担任と連携し、学習面、生活面の状況を常に把握する。校内委員会で指導の継続や終了を検討する。</p>	<p>他校通級の場合、通級による個別の指導計画と在籍校における個別の教育支援計画や個別の指導計画により、在籍校で支援することと、通級で指導することを明確にする。</p>
		<p>学期末評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍校に指導記録 送付 ・1学期の評価・2学期の計画 ・保護者懇談 		<p>【自校児童生徒の実態把握と支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校通級児童生徒の学習や生活の様子を随時参観し、通級での指導内容や、在籍学級での支援内容について在籍学級担任と連携を図る。 ・通級児童生徒以外にも、各クラスで支援を要する児童生徒の状況を把握し、必要に応じて支援を行う。 <p>他校通級においては、在籍校担任との懇談や、他校通級児童生徒学校訪問等の機会を利用し、連携を図る。</p>
	7			<p>【指導の評価・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のニーズを踏まえ、個別の指導計画の評価・改善を行う。その際、学習形態(個別、グループ)や指導回数等の変更の検討も行う。

二 学 期	8	他校通級担任と懇談		
	9			
	10	通級指導参観週間 他校通級児童生徒学校訪問		
	11			〔11月頃〕 開設調書 (次年度分)
三 学 期	12	学期末評価 ・在籍校に指導記録 送付 ・2学期の評価、3学期の計画 ・保護者懇談		
	1	次年度入級対象者等への 教育相談、教室見学、体験入級 を実施		
	2			
	3	学期末・学年末評価 ・在籍校に指導記録送付 ・3学期、今年度の評価 来年度の計画 必要に応じて保護者懇談	【次年度への準備】 ・次年度入級児童生徒の実 態把握 ・継続指導生徒の指導計画 の見直し、改善 ・次年度への引継ぎ準備	〔3月末〕 実施状況調査 (本年度分)

岐阜県教育委員会「特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引き」(H27.3)を参考

この流れ図は、一例です。通級指導教室の運営にあたり、各校、各地域の状況に応じて、各教室の運営計画を立てることが大切です。次ページには、E小学校の年間計画を掲載しています。参考にしてください。

参 考 特別支援に関わる年間計画（E小学校）

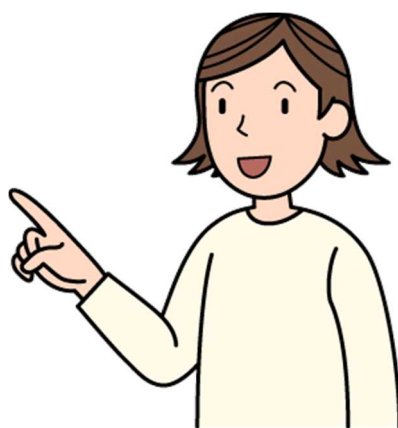
年 4 月 校内 C o

<p>4 月</p>	<p>特別な支援を必要とする児童の把握 (学年引継ぎ)(個別の教育支援計画) <u>個別の教育支援計画</u> <u>個別の指導計画</u>の作成 ＊新規の個別の教育支援計画 作成 (校内 C o、通級指導担当者、担任が、連携して記入) 担任が家庭訪問時に保護者へ説明、確認 (確認印)</p>	<p>市教委へ報告 ・教育相談 ・通級願 ・通級申し込み 市教委より ・通級承認書 市教委へ ・教育課程編成届</p>
<p>5 月</p>	<p>・第 1 回「子どもたちによりそう会」 配慮を要する児童の情報交換・共通理解 (同学年や異学年)</p>	<p>市連絡協議会参加 市教委へ ・実施状況調査</p>
<p>6 月</p>	<p><u>第 1 回校内支援委員会 (6 月中旬)</u> <u>地域 C o 訪問</u> ・困り感のある、児童への共通理解 協力体制の確認 Q U テストの実施 (教育相談) 学級での支援を考える</p>	<p>地域コーディネーター訪問 難・言研修会参加</p>
<p>7 月</p>	<p><u>第 2 回校内支援委員会 (7 月中旬)</u> ・校内支援委員会 (特別支援学級児童、通級児童、通常学級在籍児童で特別な支援が必要と思われる児童の指導・支援の情報共有) 個人懇談会 (7 月中旬 2 日間) <u>個別の教育支援計画</u> 保護者と目標の共通理解 変更があれば記入してもらう <u>個別の指導計画</u> 1 学期評価記入 (支援学級・通級) 経過・結果の確認 (保護者懇談) 特別支援に関する校内研修 (7 月下旬) ・講師 招聘</p>	<p>市教委へ ・1 学期指導報告書</p>

8月	<p><u>第3回校内支援委員会（8月下旬）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度の学びの場の検討、卒業後の就学についての検討 ・通級指導の継続、入級検討について 	<p>通級担当者連絡協議会（8月）</p>
10月	<p>就学時健康診断（随時、特別支援学級の見学など相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度就学児について検討（市教委に結果の報告） ・発音検査の実施、校内C o 相談（本校における支援体制説明） 	<p>・通級アンケート</p> <p>市教委へ</p> <p>・通級指導教室設置校書類提出</p>
12月	<p><u>第4回校内支援委員会（12月頃）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級3学期から開始、終了児童 <p><u>個別の指導計画</u> 2学期評価記入</p> <p>経過・結果の確認（保護者懇談）</p>	<p>市教委へ</p> <p>・特別支援教育体制整備状況調査</p> <p>市教委へ</p> <p>・2学期指導報告書</p>
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「子どもたちによりそう会」（教育相談） ・仮入学（発音再検査、就学相談）校内C o 	<p>市教委へ</p> <p>・要請訪問報告書</p>
3月	<p><u>個別の教育支援計画</u> 評価の記入。次年度の目標（案）を立てた後 担任印 校長印</p> <p><u>個別の指導計画</u> 3学期評価記入</p> <p>経過・結果の確認（保護者懇談）</p> <p>指導要録への記入</p>	<p>市教委へ</p> <p>・通級児童実施状況調査</p> <p>市教委へ</p> <p>・3学期、学年末指導報告書</p>

6 チェックリスト

To Do
Check List



6 通級担当・学級担任・校内コーディネーター（Co）年間To Do Check List

通級指導教室を1年間運営する上で、各担当の取組の内容として考えられることをチェックリストにまとめました。取組の時期や内容、役割分担の詳細は、学校の実情等によって異なると思いますが、年度初めや学期ごと、あるいは年度末等に各担当で確認するなどして、通級指導教室の円滑かつ効果的な運営に役立ててください。

To Do Check List				
月	通級担当	学級担任	校内Co	
4月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		通級による指導を受けている幼児児童生徒の個別の教育支援計画を引継ぎ、昨年度の学校や家庭での様子、関係機関からの情報を確認する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		通級による指導を受けている幼児児童生徒の個別の指導計画を引継ぎ、昨年度の自立活動の指導の目標や内容、学習状況を確認する。
	<input type="checkbox"/>			職員会議で、通級による指導の制度等について全校職員で確認するとともに、通級指導教室の年間運営計画についての共通理解を図る。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		自校通級児童生徒の日課を作成する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		他校通級児童生徒の日課を作成するために、保護者に指導を受ける日や移動時間について相談する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		他校通級児童生徒の担任と電話で情報共有する。
	<input type="checkbox"/>			保護者、担任との連絡ノートを作成したり、教室環境（机、椅子等）を整えたりする。
	<input type="checkbox"/>			通級指導教室の経営方針や、担当者の紹介等伝える通級便りを作成し、始業式に通級幼児児童生徒の保護者に配付する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前担任（担当）から配慮を要する幼児児童生徒の情報を引継ぎ、一斉指導の場で行う支援について学年内で確認する。必要に応じて、全校で確認する。

To Do Check List				
月	通級担当	学級担任	校内C○	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通級指導教室における自立活動の指導目標、通級指導教室及び通常の学級それぞれの場における自立活動の指導内容を明確にして、個別の指導計画に記載する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別な教育的支援の必要があると考えられる幼児児童生徒の状況を把握し、校内委員会等で通級による指導の必要性の有無を話し合う。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通級による指導の必要があると判断した幼児児童生徒の学習や生活の様子を保護者と共有し、指導の希望を確認する。
4月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理職と相談し、通級指導の正しい理解につながるよう、全校児童生徒への説明や、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、保護者、地域住民などへの周知を図る。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家庭訪問で、家庭での状況や、心配なこと、がんばっていることなどを伺い、学校と家庭で共に取り組んでいくことについて具体的に確認をする。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人の心理的な負担を十分配慮しながら、指導を開始する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指導開始時は、実態把握を中心に行い、指導の方向性を確認しながら進める。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通級の指導を受ける児童生徒の気持ちや意欲を他の在籍児童生徒へ伝え、理解を図る。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校として通級の指導の必要性があると判断した幼児児童生徒の指導開始願を市町教育委員会に届ける。
5月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	担当者調査等、市町教育委員会に提出する書類を作成し、期限までに提出する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	校内で、個別の教育支援計画の目標の共通理解を図る。
6月 7月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4月以降、新たに保護者や教員の気付きのあった児童生徒について、実態把握を行い、校内委員会や生徒指導委員会、学年会、職員会等で、現在の状況や指導・支援の方針について確認する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新たに特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の指導・支援を通常学級で工夫し、その状況を観察する。
	児童生徒の実態把握 個別の指導計画作成			
	新規児童生徒 の実態把握			

To Do Check List				
月		通級担当	学級担任	校内C○
6月 7月	新規児童生徒の実態把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8月	指導の評価見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9月 10月 11月 12月	指導・支援 学校行事参加への支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

観察を通して、校内委員会で通級による指導が必要であると判断された場合は、保護者との面談で意向の確認を行う。

校内教職員や保護者を対象とした、通級指導参観週間を設けて、通級による指導の理解を深めたり、児童生徒の自己肯定感を高めたりして、自信につなげる。

保護者会の前に、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を行う。

1学期の通級による指導記録をまとめ、達成状況や課題となる点について、保護者会等で、保護者に説明し、確認を得る。

通級による指導を終了する見通しのある児童生徒については、指導の回数や時間を弾力的に設定して、終了に向けた検討をする。

2学期の指導に向け、1学期の評価を受けて指導目標や指導内容の改善を検討する。

他校通級児童生徒の在籍校を訪問し、担任と学習や生活の状況について情報交換を行う。通級指導教室と通常の学級それぞれで取り組む目標や内容を検討し、その結果を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記入する。

学校行事への参加に際して、保護者からの情報や、昨年度の様子、日頃の学校生活等の様子から、感覚面の過敏性等について整理し、予想される困難さや対応方法等を全教職員で確認する。

学校行事への参加に際して予想される事項や配慮してほしい事項について、児童生徒本人と対応策を考えその結果を保護者と共有する。必要に応じて医師等の意見を聴取する。

通級指導教室における授業研究会を開催し、自立活動の内容や通常の学級における指導・支援や配慮とのつながり等について協議をすることを通して、通級の授業づくりの質の向上に努める。

To Do Check List				
月	通級 担当	学級 担任	校内 C○	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9月以降、新たに保護者や教員の気付きのあった児童生徒について、実態把握を行い、校内委員会や生徒指導委員会、学年会、職員会等で、現在の状況や指導・支援方針について確認する。(再掲)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新たに特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の指導・支援を通常学級で工夫し、その状況を観察する。(再掲)
9月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	観察を通して、校内委員会を通級による指導が必要であると判断された場合は、保護者との面談で意向の確認を行う。(再掲)
10月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	校内委員会ですべての児童生徒の対応方針に向けて協議した内容をまとめた通級指導教室開設調査を市町教育委員会へ提出する。
11月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	校内教職員や保護者を対象とした、通級指導参観週間を設けて、通級による指導の理解を深めたり、また児童生徒の自己肯定感を高めたりして自信につなげる。(再掲)
12月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2学期の通級による指導記録をまとめ、達成状況や課題となる点について、保護者会等で、保護者に説明し確認を得る。次年度の通級指導の継続についても相談する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価をまとめる。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通級による指導を終了する見通しのある児童生徒については、指導の回数や時間を弾力的に設定して、終了に向けた検討をする。(再掲)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3学期の指導に向けて指導目標や指導内容を見直す。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	次年度通級を要望している児童生徒本人、保護者との教育相談を行う。

指導・支援
学校行事参加への支援

To Do Check List				
月	通級 担当	学級 担任	校内 C○	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中学校へ就学する場合には、中学校通級担当が小学校訪問をしたり、担当者間で情報交換をするなどして、進学後のスムーズな指導・支援につながるよう準備をする。 小学校へ就学する場合には、市町教育委員会と連携して、小学校通級担当が幼児ことばの教室の様子を参観したり、担当者間で情報交換をするなどしながら、準備を進める。
1月 2月 3月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3学期の評価・個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を行い、保護者と確認する。その際、指導目標の達成状況や、課題となる点、今後の指導支援の方針、通級の指導の継続についても説明し、理解を得る。次年度の通級の指導継続についても相談する。
	<input type="checkbox"/>			通級指導教室実施状況調査等、市町教育委員会に提出する書類を作成し、期限までに提出する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		指導要録の総合所見欄に通級による指導の記録を記載する。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個別の教育支援計画、個別の指導計画の引継ぎの準備をする。